



第5次宇都宮市総合計画基本構想では、将来のうつのみや像(都市像)を達成するために必要な施策の基本方向を「まちづくりの大綱」として定めています。
分野別計画は、「まちづくりの大綱」の六つの「政策の柱」ごとに施策・事業を体系化しています。

- I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために
(健康・福祉・安心分野)
- II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために
(教育・学習・文化分野)
- III 市民の快適な暮らしを支えるために
(生活環境分野)
- IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために
(産業・経済分野)
- V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために
(都市基盤分野)
- VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために
(都市経営・自治分野)

分野別計画体系(イメージ)

政策の柱

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

基本施策

1 保健・医療サービスの質を高める

基本施策目標(達成されたときの状態) >>

市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

施策の体系

① 健康づくりの推進

■ 施策目標(達成されたときの状態)

地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。

■ 施策指標

健康寿命(自立して健康に生活できる期間)

基本事業

(1) 地域における健康づくりの推進

構成事業

- ・食育の実践の推進
- ・地域の健康づくり実践活動の推進
- ・身近な場所での運動事業の充実・強化

主要事業

基本施策を代表する基幹的な事業や、基本施策の目標達成に向け、特に効果が高いと考えられる事業を「主要事業」と位置づけます。

まちづくり戦略プロジェクト

主要事業のうち、将来のうつのみや像(都市像)を目指すための「戦略的ターゲット」への到達に向け、特に効果が高いと考えられる取組を「まちづくり戦略プロジェクト」に設定します。

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

(健康・福祉・安心分野)

基本施策 1 保健・医療サービスの質を高める

基本施策 2 高齢期の生活を充実する

基本施策 3 障がいのある人の生活を充実する

基本施策 4 愛情豊かに子どもたちを育む

基本施策 5 都市の福祉力を高める

基本施策 6 日常生活の安心感を高める

基本施策 7 危機への備え・対応力を高める

基本施策1 保健・医療サービスの質を高める

現状・課題

ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病や慢性疾患が年々増加しています。また、超高齢社会を迎える中、医療と介護・福祉のさらなる連携が必要となっています。

こうした中、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、さらには「生活の質の向上」を図り、すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを一層積極的に推進するとともに、住み慣れた地域でより質の高い保健・医療サービスを提供することが重要になっています。

基本施策目標

市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

取組の方向(施策)

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域医療体制の充実
- ③ 医療保険制度の適正な運営

主要事業名	目的	内容
食育の実践の推進	食生活の改善を図り、肥満や生活習慣病を予防するため、食育の実践を推進する。	◆ヘルシー地産地消メニューの開発・普及 ◆「宮っこ食育応援団」や「食生活改善推進員」など食育に関わる多様な取組主体との連携強化 ◆出前講座や体験型イベント等の開催
地域の健康づくり実践活動の推進	地域社会全体で市民の健康づくりを支援するため、健康づくり活動組織を強化しながら、地域の健康づくり実践活動を推進する。	◆身近な場所での運動事業の充実・強化 ◆地域における「健康づくり推進員」の養成・意識啓発活動 ◆地域における健康づくり実践活動への支援
生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症予防とともに、合併症や症状の進展などの重症化予防対策を推進する。	◆受診しやすい健診体制の充実 ◆健診データ等に基づく生活習慣病予防対策の推進 ◆出前講座や各種講演会の開催等による健康教育の推進
総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	自殺を防止するとともに、市民のこころの健康を保持するため、自殺予防・こころの健康づくり対策を推進する。	◆調査研究の推進 ◆市民の理解の促進 ◆関係機関・団体との連携強化 ◆人材の育成・確保
救急医療体制の充実強化	救急患者が、夜間や休日においても安心して必要な医療を受けられるよう、救急医療体制の充実強化を図る。	◆初期救急体制の充実強化 ・夜間休日救急診療所の円滑な運営 ◆二次救急体制の充実強化 ・病院群輪番制病院と協力病院等の連携強化 ・救急医療対策連絡協議会における体制の評価・検証・見直し
在宅医療を含む地域療養支援体制の整備	市民が住み慣れた地域において、安心して療養生活を送ることができるよう、地域資源を活用し、医療と介護・福祉が連携した地域療養支援体制を整備する。	◆医療従事者と介護従事者の連携確保 ・多職種が連携する仕組みづくり、従事者の資質向上 ◆在宅療養に関する市民への普及・啓発



○ 施策の体系

① 健康づくりの推進

施策目標

地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。

施策指標

健康寿命(自立して健康に生活できる期間)

現状値 (H22 現在) 男性 **78.47** 歳
女性 **83.16** 歳

目標値 (H29) 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 地域における健康づくりの推進

- ・食育の実践の推進
- ・地域の健康づくり実践活動の推進
- ・身近な場所での運動事業の充実・強化

(2) 疾病予防対策の促進

- ・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進

(3) 保健医療サービスの推進

- ・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進
- ・感染症対策の推進
- ・難病対策の推進



② 地域医療体制の充実

施策目標

地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています。

施策指標

夜間・休日における市内二次救急医療機関の救急搬送患者の受入率

現状値 (H23 実績) **87.0%** 目標値 (H29) **現状維持**

(1) 救急医療体制の充実強化

- ・初期救急体制の充実強化
- ・二次救急体制の充実強化

(2) 良質かつ適切な医療体制の確保

- ・医事薬事指導の強化
- ・医療従事者養成に対する支援
- ・在宅医療を含む地域療養支援体制の整備
- ・医療機関の適正利用の推進
- ・医療機能等の向上を図るための産業界との連携促進

③ 医療保険制度の適正な運営

施策目標

被保険者が必要な医療サービスを適切に受けています。

施策指標

国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の増加率

現状値 (H23 実績) **2.44%** 目標値 (H29) **2.25%**

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・人間ドック・脳ドック受診の推進
- ・ジェネリック医薬品(※)の普及促進
- ・適正受診の推進
- ・国民健康保険税の収納対策の推進

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・健康診査の推進
- ・人間ドック・脳ドック受診の推進
- ・後期高齢者医療保険料の収納対策の推進

※ジェネリック医薬品…新薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格の薬のこと。



基本施策2 高齢期の生活を充実する

現状・課題

高齢社会の進行に伴い、一人暮らし世帯や認知症などの介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、地域におけるケア体制の充実が求められています。また、豊富な経験、知識、技術をもったシニア世代をはじめとする元気な高齢者が、まちづくりの担い手として活躍することが期待されています。

そのため、高齢者がいつまでも、介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図るとともに、元気な高齢者が地域のなかで活躍できる仕組みづくりが重要になっています。

基本施策

高齢者が、自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。

取組の方向(施策)

- ① 高齢者の社会参画の促進
- ② 高齢者の生活支援の推進

主要事業名	目的	内容
高齢者の社会参画の仕組みづくりの推進	シニア世代をはじめとする高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍することができるよう、高齢者の社会参画の仕組みづくりを推進する。	◆社会活動(※)への参加を促す仕組みづくり ・高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実 ◆高齢者の外出支援の充実 ・高齢者外出支援事業の推進 ◆高齢者の就業支援の充実 ・シルバー人材センター支援事業の推進 ・キャリアコンサルタントによる専門相談機能の充実
高齢者の健康づくりの充実	高齢者が自ら健康寿命の延伸に向けた取組ができるよう、高齢者の健康づくりの充実を図る。	◆介護予防教室の充実 ◆自主的な介護予防活動への支援の充実
認知症高齢者等対策の充実	認知症の方々やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するとともに、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図る。	◆認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進 ・「宇都宮市みんなで考える認知症月間事業」の推進 ・認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成・支援の推進 ◆医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実 ・医療・介護・福祉従事者による意見交換の場の充実
介護保険事業の充実	高齢者本人やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険事業の充実を図る。	◆状態に応じた介護サービスの提供と質の向上 ◆介護サービス提供基盤の整備促進 ◆介護を担う人材の育成・支援の充実

※社会活動…個人または友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われている活動。

○ 施策の体系

① 高齢者の社会参画の促進

■ 施策目標

高齢者一人ひとりが、地域の中で自らの知識や経験を生かしながら、元気に行動し、いきいきと暮らしています。

■ 施策指標

高齢者がボランティア活動へ参加している割合

現状値 (H22実績) **10.0%** 目標値 (H29) **13.0%**

● 基本事業

・構成事業

(1) 高齢者の社会参画の仕組みづくりの推進

- ・社会活動への参加を促す仕組みづくり
- ・高齢者の外出支援の充実
- ・高齢者の就業支援の充実

(2) 高齢者の生きがいづくりの促進

- ・交流の場や交流機会の提供
- ・学習・スポーツ活動・芸術活動の場や機会の提供



② 高齢者の生活支援の推進

■ 施策目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。

■ 施策指標

介護認定を受けていない高齢者の割合

現状値 (H23実績) **85.1%** 目標値 (H29) **86.3%**

(1) 高齢者の健康づくりの充実

- ・介護予防教室の充実
- ・自主的な介護予防活動への支援の充実



(2) 高齢者の相談支援の充実

- ・身近な地域での相談支援機能の充実
- ・高齢者の権利擁護事業の推進
- ・在宅高齢者への虐待防止対策の強化
- ・ニーズに応じた福祉サービスの提供

(3) 認知症高齢者等対策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進
- ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実



(4) 介護保険事業の充実

- ・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上
- ・介護サービス提供基盤の整備促進
- ・介護を担う人材の育成・支援の充実

基本施策3 障がいのある人の生活を充実する

現状・課題

高齢化の進行や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障がい者が年々増加していることに加え、発達障がいや難病など、障がいの範囲が広がる中、障がいの特性に応じた多様なサービスが必要となっています。また、ノーマライゼーション(等しく生きる社会)の理念は浸透しつつあり、障がいのある人もない人も、誰もがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

こうした中、障がいのある人が安心して日常生活を過ごせるよう、きめ細かなサービスを提供することや、社会的に自立できるよう、就労環境の充実や社会参加の促進を図ることが重要になっています。

基本施策

障がいのある人が、地域の中で、人格と個性を尊重され、自立し、安心して充実した生活を送っています。

取組の方向(施策)

① 障がい者の社会的自立の促進

② 障がい者の地域生活支援の充実

主要事業名	目的	内容
障がい者の就労支援の充実	障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者の就労支援の充実を図る。	◆自立支援協議会「就労支援部会」の取組の強化 ◆インターンシップ事業の推進 ◆農業分野等における障がい者の就労機会の場の拡大 ◆「わく・わくショップU」の運営の充実 ◆施設等製品の開発・販売拡大への支援の充実 ◆市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
地域生活相談体制の充実	障がい者が適切に各種サービス等を利用できるよう、地域生活相談体制の充実を図る。	◆基幹相談支援センターを含めた総合的な相談体制の構築 ◆自立支援協議会「相談支援部会」の取組の強化
障がい者の地域生活移行支援の充実	障がい者が自立し、いきいきと地域生活を営むことができるよう、障がい者の地域生活移行支援の充実を図る。	◆関係機関のネットワーク構築による支援体制の強化 ◆地域での支援・見守り体制の構築 ◆地域移行後の活動等を支援するサービスの充実 ◆グループホームの設置促進 ◆地域における居住支援の充実
障がい児発達支援ネットワークの推進	発達支援の必要な子どもの乳幼児期から就労までのライフステージを通じた総合的で一貫した支援が提供できるよう、関係機関との連携による障がい児発達支援ネットワークを推進する。	◆関係機関のネットワーク構築による連携体制の強化 ◆保護者への啓発・人材育成に係る研修体制の整備 ◆個別の支援計画による一貫した支援の充実

○ 施策の体系

① 障がい者の社会的自立の促進

■ 施策目標

障がい者が社会的に自立し、いきいきと生活しています。

■ 施策指標

福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数

現状値 (H23実績) 29人 目標値 (H29) 37人

● 基本事業

・構成事業

(1) 障がい者の就労支援の充実

- ・障がい者の一般就労への支援の充実
- ・障がい者の福祉的就労への支援の充実

(2) 障がい者の社会参加の促進

- ・障がい者のコミュニケーション支援の充実
- ・障がい者の移動支援の充実
- ・障がい者の社会参加・交流事業の促進
- ・障がいや障がい者への理解促進

(3) 障がい者の就労等相談支援の充実

- ・就労や社会参加の相談支援の充実



② 障がい者の地域生活支援の充実

■ 施策目標

障がい者が地域において、安心して生活を送っています。

■ 施策指標

施設入所者の地域生活への移行者数

現状値 (H23実績) 78人 目標値 (H29) 138人

(1) 障がい者の地域生活相談支援の充実

- ・地域生活相談体制の充実
- ・障がい者の権利擁護支援の強化
- ・障がい者への虐待防止対策の強化

(2) 障がい者の地域生活移行支援の充実

- ・グループホームの設置促進
- ・障がい者の地域移行・地域定着支援の充実

(3) 障がい者の日常生活支援の充実

- ・居宅・通所サービス提供の充実
- ・地域生活支援事業の充実

(4) 障がい児の療育体制の充実

- ・障がい児発達支援ネットワークの推進
- ・早期発見・早期支援の充実
- ・発達相談の充実
- ・身近な地域での支援の充実



基本施策4 愛情豊かに子どもたちを育む

現状・課題 少子化の進行に伴い、将来を担う世代の減少が懸念されています。また、核家族化や地域社会の関係の希薄化などにより、子育て・子育ての環境が厳しさを増しています。

こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、家庭、地域、事業者、行政等が連携し、一体となって安心して子どもを生み育てることのできる環境を創出することが急務となっています。

基本施策目標 地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。

- 取組の方向(施策)**
- ① 児童健全育成環境の充実
 - ② 子育て支援の充実
 - ③ ひとり親家庭等への支援充実
 - ④ 子どもへの虐待防止対策の強化

主要事業名		目 的	内 容
地域における子育て・子育て支援の充実	青少年の居場所づくり事業の充実	青少年のコミュニティの形成や自主性、社会性を養い、健やかな育成を図るため、地域や関係団体と連携し、身近な地域における青少年の居場所づくり事業の充実を図る。	◆指導者や見守り役など、地域における人材の発掘・育成 ◆青少年の異年齢交流や異世代交流、体験機会の提供 ◆居場所設置数の拡充 ◆居場所の運営への中高生等の参画促進
	宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全・安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	◆「放課後子ども教室」と「子どもの家」の一体的な運営 ◆子どもの体験・交流活動機会の提供 ◆乳幼児の遊び場及びその保護者の交流機会の提供 ◆活動拠点施設の整備
	子育てサロンの機能強化	子育て家庭の育児不安の解消など、地域における子育てへの支援を推進するため、子育てサロンの充実、機能強化を図る。	◆地域における子育て家庭の交流の場の提供 ◆子育て相談・情報提供等の充実 ◆実施箇所の拡充
妊娠・出産に対する支援の充実		健康的・経済的不安などを取り除き、安心して子どもを生める環境をつくるため、妊娠・出産に対する支援の充実を図る。	◆妊婦健康診査の充実 ◆不妊治療費助成の充実 ◆妊産婦医療費助成の充実
子どもの健康支援の充実		子どもの健康づくりを支援するため、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減や健康診査等の支援策の充実を図る。	◆こども医療費助成制度の充実 ◆健康診査・栄養指導の充実

主要事業名		目 的	内 容
仕事と子育ての両立支援の充実	保育所、認定こども園等の整備促進	仕事や子育ての両立を支援するため、公立・民間保育園や認定こども園など、さまざまな保育機能の充実により、保育の質を確保しながら待機児童の解消を図る。	◆拠点(基幹)保育所の整備 ◆公立保育園民営化の推進 ◆私立保育園の整備促進 ◆認定こども園の設置促進 ◆事業所内保育施設の設置促進
	ニーズに対応した保育サービスの充実	一般保育では対応できないさまざまな保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図る。	◆病児・病後児保育、一時預かり等の充実
ひとり親家庭等への自立支援の充実		ひとり親家庭等の自立を促進するため、就労・生活支援の充実を図る。	◆企業との連携による就労支援事業の充実 ◆生活・就業等相談事業の充実
児童虐待発生予防の充実		虐待の未然防止のため、関係団体・地域との連携強化や養育相談の充実、また、虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実を図る。	◆地域の見守り体制の整備 ◆虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実 ◆児童虐待防止の周知・啓発 ◆養育に関する相談体制の充実





○ 施策の体系

① 児童健全育成環境の充実

■ 施策目標

児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、さまざまな人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育っています。

■ 施策指標

地域での活動に取り組んでいる児童の割合
(中学1年生)

現状値 (H23.12現在) **45.2%** 目標値 (H29) **57.6%**

● 基本事業
・ 構成事業

(1) 子どもが自主的に活動できる環境づくりの推進

- ・ 青少年の居場所づくり事業の充実
- ・ 青少年育成団体の活動支援の充実

(2) 地域における子どもの育ちを支援する環境づくり

- ・ ふれあいのある家庭づくり事業の推進
- ・ 地域づくりへの子どもの参加促進
- ・ 宮っ子ステーション事業の推進

(3) 体験や交流機会の充実

- ・ 職業観・勤労観を養う体験活動の推進
- ・ 中高生と乳幼児のふれあい交流事業の推進
- ・ 宮っこフェスタ事業の推進
- ・ 宇都宮ジュニア未来議会の開催

② 子育て支援の充実

■ 施策目標

すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを生み育てています。

■ 施策指標

子育てに不安や負担を感じている人の割合

現状値 (H24実績) **51.4%** 目標値 (H29) **37.8%**

(1) すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実

- ・ 妊娠・出産に対する支援の充実
- ・ 子どもの健康支援の充実
- ・ 子育てサロンの機能強化
- ・ ファミリーサポートセンター事業の充実
- ・ 児童の夢や情操を育む事業の推進(就学前プログラム)

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

- ・ 保育所、認定こども園等の整備促進
- ・ ニーズに対応した保育サービスの充実
- ・ 宮っ子ステーション事業の推進

(3) 個別配慮の必要な児童への支援の充実

- ・ 保育所等における発達支援児の支援の充実
- ・ 発達が気になる子の早期支援の充実

○ 施策の体系

③ ひとり親家庭等への支援充実

■ 施策目標

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。

■ 施策指標

ひとり親家庭支援施策による就業件数

現状値 (H23実績) **84件** 目標値 (H29) **156件**

● 基本事業
・ 構成事業

(1) 自立支援の充実

- ・ 就業・自立支援センター事業の充実
- ・ 自立支援給付金事業の充実
- ・ 企業との連携による就労支援事業の充実
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付事業の充実
- ・ 緊急時に対応した子育て・生活支援の充実

(2) 情報提供・相談と相互扶助による支援の充実

- ・ 生活・就業等相談事業の充実
- ・ 母子寡婦福祉団体の事業推進への支援の充実

④ 子どもへの虐待防止対策の強化

■ 施策目標

虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。

■ 施策指標

児童虐待取扱件数に対する終結(※1)件数の割合

現状値 (H23実績)(※2) **44.9%** 目標値 (H29) **60.0%**

(1) 児童虐待発生予防の充実

- ・ 地域の見守り体制の整備
- ・ 虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実
- ・ 児童虐待防止の周知・啓発
- ・ 養育に関する相談体制の充実

(2) 児童虐待対応体制の充実

- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能充実
- ・ 家庭児童相談室の充実



※1 終結…長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で、養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること。

※2 指標の値は、終結数を年間の取扱件数で除した数。

基本施策5 都市の福祉力を高める

現状・課題

少子・高齢化の急速な進行や核家族世帯の増加、地域での相互扶助の意識の希薄化、雇用形態の多様化、生活困窮世帯の増加などにより、地域の支え合いや、安定的で良質な保健・福祉サービスがこれまで以上に求められています。

こうした中、市民の安心な生活を支えるため、地域で支え合う力を一層高めるとともに、身近な地域での総合的なサービスの提供のための基盤の充実や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく、生活環境や移動環境の改善に向けたハード・ソフト両面からの取組など、都市の福祉基盤の総合力を高めることが重要になっています。

基本施策目標

充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。

取組の方向(施策)

- ① 市民の福祉活動への参画促進
- ② ユニバーサルデザインの推進
- ③ 社会を支える福祉支援の充実

主要事業名	目的	内容
地域福祉ネットワークの形成支援	高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるようにするため、地域住民や福祉関係者が連携協力し、地域の事情に応じた福祉活動が展開できるネットワークの形成を支援する。	◆災害時要援護者支援事業の充実 ◆社会福祉協議会の地域活動への支援の充実 ◆高齢者・障がい者等の居場所づくり支援の推進
孤立死の防止対策の推進	孤立死を防止するため、地域での見守り活動を推進するとともに、高齢者及び障がい者等の各種見守り事業を推進する。	◆地域や民間事業者による見守り活動の推進 ◆関係団体や県との連携強化 ◆高齢者・障がい者等の見守り事業の充実
こころのユニバーサルデザインの推進	高齢者や障がい者等に対する思いやりのこころをはぐくむため、こころのユニバーサルデザインを推進する。	◆こころのユニバーサルデザインの普及啓発 ◆広報紙等を活用した情報提供の推進 ◆福祉教育の推進
生活困窮世帯への支援の充実	生活に困窮する市民が安定した生活を送れるようにするため、生活困窮世帯を把握し支援につなげるとともに、生活保護制度を適正に運用し、就労・自立支援の充実を図る。	◆生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実 ◆生活保護制度の適正な運用と支援の充実



○ 施策の体系

① 市民の福祉活動への参画促進

■ 施策目標

市民が地域の福祉活動に積極的に参画しています。

■ 施策指標

社会福祉協議会ボランティアセンターのボランティア登録団体数

現状値 (H23実績) **173** 団体 目標値 (H29) **179** 団体

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 福祉活動に関わる人材の育成

- ・ 福祉ボランティア活動への支援の充実
- ・ 保健と福祉の出前講座の実施

(2) 福祉活動を普及促進する仕組みづくり

- ・ 市民福祉の祭典の実施
- ・ 社会福祉施設における地域交流の促進

(3) 地域の福祉活動の充実

- ・ 地域福祉ネットワークの形成支援
- ・ 孤立死の防止対策の推進



② ユニバーサルデザインの推進

■ 施策目標

市民の誰もが安心して快適に生活を送るための都市環境や社会環境が整っています。

■ 施策指標

市有施設のバリアフリー化施設の割合

現状値 (H24.3現在) **65.8%** 目標値 (H29) **76.8%**

(1) こころのユニバーサルデザインの推進

- ・ こころのユニバーサルデザインの普及啓発

(2) 公共的空間のバリアフリーの推進

- ・ 公共的施設のバリアフリーの推進
- ・ 交通環境のバリアフリーの推進

③ 社会を支える福祉支援の充実

■ 施策目標

市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されていて、自立性の高い生活を送っています。

■ 施策指標

保健・福祉に関する相談取扱件数

現状値 (H23実績) **57,381** 件

目標値 (H29) **59,000** 件

(1) 福祉サービスの相談及び情報提供の充実

- ・ 保健と福祉に関する相談体制の充実
- ・ 保健と福祉の情報提供の充実

(2) 社会福祉施設サービスの質的向上

- ・ 指導監査の実施

(3) 生活困窮世帯への支援の充実

- ・ 生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実
- ・ 生活保護制度の適正な運用と支援の充実

基本施策6 日常生活の安心感を高める

現状・課題

住宅地・公園など身近な場所での犯罪やルール違反、マナーの低下などに起因する交通事故は、年々減少しているものの依然として後を絶たず、市民の安全・安心な日常生活を脅かす状況となっています。また、複雑化する消費者トラブルへの対応や、「食」の安全を確保するための監視・指導の徹底などが求められています。

こうした中、生き生きと暮らせる安全で安心な地域社会を築いていくため、地域ぐるみの活動を促進するとともに、市民・事業者・行政の連携を強め、日常生活の安心感を高めることが重要となっています。

基本施策目

地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。

取組の方向(施策)

- ① 防犯対策の充実
- ② 交通安全対策の充実
- ③ 消費生活の向上
- ④ 食品安全性の向上
- ⑤ 生活衛生環境の向上

主要事業名	目的	内容
地域の防犯環境整備の推進	日常生活の安心感を高めるため、地域との協働により危険箇所や空き家等を把握し改善を図るとともに、適切な「防犯灯」の設置・維持管理を促進するなど地域の防犯環境の整備を推進する。	◆「市民総ぐるみ環境点検活動」の充実 ◆「空き家対策」等の推進 ◆効率・効果的な「防犯灯」の設置促進
交通安全教育の推進	交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーの実践が図られるよう、交通事故原因の分析に基づき、それぞれのライフステージにあわせた生涯にわたる交通安全教育を推進する。	◆各世代に対応した交通安全教育の推進 ・高齢者等への体験型交通安全教室の充実 ◆自転車利用者への交通安全教育の推進 ・子ども自転車免許事業の実施 ・プロスポーツチームと連携した自転車安全教室の開催 ・高校や地域、警察等と連携した街頭指導の充実
消費者教育・啓発の推進	市民一人ひとりが消費に関する基礎的な知識を身につけ、主体的かつ合理的に消費活動を行えるよう、消費者教育・啓発や、トラブルの未然防止のための情報提供を行う。	◆悪質商法等から身を守る消費者教育事業の推進 ◆出前講座や各種イベント等における情報提供の推進
食品による健康被害の未然防止の推進	市民の安全な食生活を確保するため、監視・検査体制を強化し、食品健康被害の未然防止を図る。	◆食品関係施設等の監視及び検査体制の充実による食品・食肉等の安全性確保 ◆食品健康被害の未然防止の推進 ・自主回収届出制度、食品衛生自主管理認証制度(うつのみやハサップ)、食品衛生講習会の実施

基本事業 ・構成事業

○ 施策の体系

① 防犯対策の充実

■ 施策目標

市民が犯罪の起きにくい地域社会で、安心して暮らしています。

■ 施策指標

市内における人口千人あたりの
刑法犯認知件数

現状値 (H23実績) **14**件 目標値 (H29) **11**件以下

(1) 市民の防犯意識の高揚

- ・犯罪発生情報等の提供
- ・防犯講習会等の実施
- ・犯罪被害者支援の推進
- ・暴力団を排除する取組の推進

(2) 地域の防犯体制の充実

- ・地域における防犯パトロールの充実
- ・地域防犯ネットワークの連携強化

(3) 地域の防犯環境整備の推進

- ・市民総ぐるみ環境点検活動の充実
- ・空き家対策等の推進
- ・効率・効果的な防犯灯の設置促進

② 交通安全対策の充実

■ 施策目標

市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています。

■ 施策指標

交通事故発生件数

現状値 (H23実績) **2,535**件

目標値 (H29) **1,800**件以下

(1) 交通安全意識の向上

- ・交通安全教育の推進
- ・地域と連携した交通安全運動の推進
- ・路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進

(2) 交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備
- ・自転車走行空間の整備
- ・放置自転車防止対策の推進

③ 消費生活の向上

■ 施策目標

市民が安全で安心な消費生活を送っています。

■ 施策指標

消費生活講座等の開催数及び受講者数

現状値 (H23実績) **64**回 **2,682**人

目標値 (H29) **120**回 **4,500**人

(1) 消費者の自立支援

- ・消費者教育・啓発の推進
- ・情報提供事業の充実
- ・消費者団体等の活動促進

(2) 消費者の保護

- ・消費生活相談体制の充実・強化
- ・表示法等による立入検査の実施



○ 施策の体系

④ 食品安全性の向上

■ 施策目標

市民が、安全な食生活を送っています。

■ 施策指標

食品関係施設等の監視率

現状値 (H23実績) **94.0%** 目標値 (H29) **100%**

● 基本事業 ・ 構成事業

- (1) 食品健康危害防止の推進
 - ・ 食品による健康被害の未然防止の推進
- (2) 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実
 - ・ 食品・食肉関係営業施設の監視指導の充実
 - ・ 食品・食肉検査体制及び機能の充実
- (3) 市民に対する衛生教育や情報提供
 - ・ 食品衛生教育の実施
 - ・ 食品衛生情報の提供

⑤ 生活衛生環境の向上

■ 施策目標

市民が、快適で衛生的な生活環境の中で生活しています。

■ 施策指標

生活衛生関係施設等の監視率

現状値 (H23実績) **85.0%** 目標値 (H29) **100%**

- (1) 生活衛生関係施設等の監視指導体制の充実
 - ・ 生活衛生関係施設等の監視指導の充実
 - ・ 生活衛生関係施設等の衛生水準の向上
- (2) 霊園の整備
 - ・ 東の杜公園の整備
- (3) ^{あいがん}愛玩動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進
 - ・ 市民の自主管理意識啓発及び活動の推進



基本施策7 危機への備え・対応力を高める

現状・課題

東日本大震災や、日本各地で相次ぐ局地的大雨などによる大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっています。また、火災や、救命救急など日常的な危機に対する適切な対応が求められるとともに、新型インフルエンザなどの感染症などによる健康危機や、テロなど、これまで予想もしていなかった危機への備えが必要になっています。

こうした中、さまざまな危機が起こり得るとの認識のもと、地域の危機への備えや対応力を高めるなど、発生した危機に適切に対応できるよう、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

基本施策目標

市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、地震や風水害をはじめとするさまざまな危機が発生した場合に、適切な行動ができるようになっています。

取組の方向(施策)

- ① 危機管理体制の充実
- ② 防災対策の強化
- ③ 消防力・救急救助体制の充実

主要事業名	目的	内容
ICT(※)等を活用した情報伝達体制の確立	災害・防災に係る対応力を向上するため、随時、防災に役立つ情報提供を行うとともに、災害時等に迅速かつ正確な情報を市民等に提供できるよう、ICT等を効果的に活用した情報伝達手段の確立を図る。	◆災害時等における迅速かつ正確な情報提供の実施 ◆防災・災害に関する情報提供手段の多重化
備蓄体制の充実強化	災害時の対応力を向上するために避難者が必要となる食糧や生活必需品などの備蓄体制の充実強化を図る。	◆一定の避難所に備蓄品を配備 ◆備蓄数の確保 ◆備蓄品目の充実
建物耐震化事業の推進	都市の防災性を強化するため、学校等の公共建築物の耐震化を推進するほか、民間の建築物の耐震化を促進する。	◆建築物の耐震化の促進 ◆公共建築物の耐震化の推進
通信体制の強化	災害の複雑多様化や、消防ニーズの増大に迅速・的確に対応するため、通信手段の高度化を図り、通信体制を強化する。	◆消防救急無線のデジタル化
救急救命士の養成	救命効果を高めるため、救急隊員のプレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実を図る。	◆救急救命士の養成 ◆救急救命士再教育実習 ◆救急救命士救命処置範囲の拡大に伴う追加講習等の実施 ◆医師による救命処置検証の実施

※ICT…情報通信技術。(Information and Communication Technology)



○ 施策の体系

① 危機管理体制の充実

■ 施策目標

市民の生命、身体、財産を脅かす危機に対応できる環境が整っています。

■ 施策指標

危機管理研修等参加人数

現状値 (H23実績) **274人** 目標値 (H29) **300人**

● 基本事業

・構成事業

(1) 総合的な危機管理体制の充実

- ・危機対応能力の向上
- ・関係機関等との連携強化

(2) 健康危機管理体制の充実

- ・健康危機管理能力の向上
- ・健康危機に関する情報の収集・提供
- ・健康危機に関する関係機関との連携強化

② 防災対策の強化

■ 施策目標

災害の被害を最小限に抑えるための体制が整い、市民一人ひとりの災害への対応能力が高まっています。

■ 施策指標

自主防災会を中心とした各地区防災訓練開催数

現状値 (H23実績) **37回** 目標値 (H29) **39回**

(1) 地域防災体制の強化

- ・ICT等を活用した情報伝達体制の確立
- ・自主防災会を中心とした地域防災力の強化
- ・防災意識の啓発
- ・備蓄体制の充実強化

(2) 都市基盤の防災性の強化

- ・建築物耐震化事業の推進
- ・土地区画整理事業の推進
- ・急傾斜地崩壊防止事業の推進
- ・橋りょうの耐震化の推進

③ 消防力・救急救助体制の充実

■ 施策目標

災害による被害を最小限に抑えるとともに、救命効果を高めるための、迅速・的確な消防、救急、救助体制が整っています。

■ 施策指標

気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数

現状値 (H24.3現在) **21人** 目標値 (H29) **65人**

(1) 消防本部・消防署の強化

- ・消防署所の整備
- ・消防車両・資機材の整備
- ・通信体制の強化

(2) 消防団の充実

- ・消防団員の確保
- ・消防団施設・車両・資機材の整備

(3) 救急体制の充実

- ・救急救命士の養成
- ・救急車両・資機材等の整備
- ・応急手当の普及啓発事業



Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを 育むために

(教育・学習・文化分野)

- 基本施策 **8** 生涯にわたる学習活動を促進する
- 基本施策 **9** 信頼される学校教育を推進する
- 基本施策 **10** 個性的な市民文化・都市文化を創造する
- 基本施策 **11** 生涯にわたるスポーツ活動を促進する
- 基本施策 **12** 健全な青少年を育成する

基本施策8 生涯にわたる学習活動を促進する

現状・課題

少子・高齢化や都市化・核家族化の進行により、家庭や地域の教育力や、防犯、地域福祉など、地域社会やまちづくりにおいて、新たな課題が生じています。また、一方で、団塊世代の大量退職に伴う、まちづくりなどの担い手の増加や、NPOや市民活動団体など公共的活動の主体が多様化してきていることにより、地域における活動の活性化が期待されています。

こうした中、市民一人ひとりが人間力を高めるとともに、それぞれが持つ豊富な知識や経験をより良い地域社会の創造につないでいくため、市民の学習成果を活かせる環境づくりなどを通して、人づくりを進めていくことが重要になっています。

基本施策

子どもから大人まで、市民の誰もが自分に合った学習の機会や場を得られるとともに、意欲をもって地域のための活動に取り組んでいます。

取組の方向(施策)

- ① 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成
- ② 学校・家庭教育支援の充実
- ③ 学んだ成果を活かす仕組みの構築

主要事業名	目的	内容
地域で活躍する人材の育成	地域ぐるみによる人づくりを推進するため、受講者のレベルに応じた体系的・専門的な学習を促進することにより、学習活動を通じた地域で活躍する人材の育成や、指導者等の活動の活性化を図る。	◆地域指導者等研修の充実 ◆地域人材養成プログラムの充実 ◆生涯学習コーディネーターの育成・支援充実
成人教育の充実	より良い地域社会づくりや次代を担う子どもたちの健全育成のため、地域社会を支える中核的役割を担う大人が、子どもたちのお手本となり、子どもの育ちにより影響を与える存在となるよう、大人に対する啓発事業や学習機会の充実を図る。	◆大人のための道德講座の充実 ◆コミュニケーション力向上事業の充実 ◆大人としての責任や役割に関する意識啓発事業の充実
家庭教育支援の充実	家庭の教育力を向上させるため、親学に関する事業を促進するとともに、人材かがやきセンターや生涯学習センター等の連携により家庭教育支援の充実を図る。	◆親学の推進 ◆家庭教育サポーターの養成 ◆家庭教育に関する意識啓発事業の充実 ◆保護者同士の交流促進事業の充実
学校教育支援の充実	学校教育の充実と家庭・地域の教育力を向上させるため、「魅力ある学校づくり地域協議会」による家庭・地域と学校の連携によって、学校教育支援の充実を図る。	◆魅力ある学校づくり地域協議会への支援充実 ◆地域コーディネーターの確保・充実



主要事業名	目的	内容
宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全・安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	◆放課後子ども教室と子どもの家事業の実施 ◆活動拠点施設の整備
地域課題の解決を支援する学習の推進	地域住民が学習を通じて「市民意識を高め・課題等に気づき」、「仲間づくり・仲間入り」をし、「必要な知識・技術等を身に付け」、その成果を社会参画や地域貢献の活動につないでいくため、人材かがやきセンターや各生涯学習センター等において実践的な学習機会を提供する。	◆地域学の推進 ◆地域かがやきプロジェクト事業の推進 ◆人材バンクの構築 ◆地域課題解決学習プログラムの構築 ◆図書館レファレンスの活用促進





○ 施策の体系

① 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成

■ 施策目標

一人ひとりが、自分にあった学びの機会や場を得て、いきいきと学んでいます。

■ 施策指標

全生涯学習センターで開催される講座の延べ参加者数

現状値
(H24.3 現在) **23,582人**

目標値
(H29) **24,670人**

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 市民の主体的な学習活動の促進

- ・ 地域教育メッセの充実
- ・ 各種講座・事業の充実
- ・ 生涯学習センター事業の充実
- ・ 図書館機能の充実

(2) 地域で活躍する人材の育成

- ・ 地域指導者等研修の充実
- ・ 地域人材養成プログラムの充実
- ・ 生涯学習コーディネーターの育成・支援の充実

(3) 社会の要請に対応する社会教育の充実

- ・ 人権・国際理解教育の推進
- ・ 成人教育の充実
- ・ 現代的課題に関する学習の推進

② 学校・家庭教育支援の充実

■ 施策目標

学校や家庭などが連携し、地域をあげて子どもの育成に関わっています。

■ 施策指標

放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数

現状値
(H24.3 現在) **14,716人**

目標値
(H29) **37,438人**

(1) 学校教育支援の充実

- ・ 魅力ある学校づくり地域協議会への支援充実
- ・ 地域コーディネーターの確保・充実



(2) 家庭教育支援の充実

- ・ 親学の推進
- ・ 家庭教育に関する意識啓発事業の充実
- ・ 家庭教育サポーターの養成

(3) 地域で子どもを育てる環境づくり

- ・ 宮っ子ステーション事業の推進
- ・ 地域教育力向上啓発事業の充実
- ・ 子ども体験講座の充実



○ 施策の体系

③ 学んだ成果を活かす仕組みの構築

■ 施策目標

より良い地域社会をつくるために、学びの成果を活動に活かしています。

■ 施策指標

人材バンクの登録者数

現状値
(H24.3 現在) **320人** 目標値
(H29) **728人**

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 多様な活動主体間の連携促進

- ・ 人材バンクの構築
- ・ 社会教育関係団体の育成・連携促進
- ・ 地域、企業等の連携促進

(2) 地域課題の解決を支援する学習の推進

- ・ 地域かがやきプロジェクト事業(※1)の推進
- ・ 地域学(※2)の推進
- ・ 地域課題解決学習プログラムの構築
- ・ 図書館レファレンスの活用促進

※1 地域かがやきプロジェクト事業…地域教育や地域の困りごとなどについて、地域住民が改めて考える機会や取組のきっかけになるような機会を創出し、地域における学習と活動の循環を促す事業。

※2 地域学…地域住民が自らの住む地域の特徴を理解し、学校や家庭を含む身近な地域の課題や魅力に気づくための学習を支援する事業。





基本施策9 信頼される学校教育を推進する

現状・課題 少子・高齢化や情報化、国際化などの社会経済環境の急激な変化に伴い、近年、家庭、地域社会など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校教育に対しても、新たな取組が求められています。また、東日本大震災の発生により、人の絆や安全について学ぶことの大切さが指摘されています。

こうした中、市民の期待に応えることのできる魅力のある学校づくりを進めるため、児童生徒はもとより、家庭や地域からも信頼される学校教育を推進していくことが重要になっています。

基本施策目標 信頼される学校教育が推進され、児童生徒が、充実した学校生活を送っています。

- 取組の方向(施策)**
- ① 学力向上の推進
 - ② 豊かな人間性と健やかなからだの育成
 - ③ 地域と連携した独自性のある学校経営の推進
 - ④ 教育環境の充実
 - ⑤ 特別支援教育の充実
 - ⑥ 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成
 - ⑦ 幼児教育の充実
 - ⑧ 高校、高等教育の充実

主要事業名		目 的	内 容
小中一貫教育・地域学校園の充実		9年間を見通した系統的な指導による、一層の学力向上と十分な学校生活への適応を図るとともに、地域学校園内の児童生徒の交流活動や教職員の連携、地域教育資源の活用による教育活動の充実を図る。	◆小中一貫教育カリキュラムの実施・充実 ◆相互乗り入れ授業の実施・充実 ◆地域の教育力を生かした教育活動の充実
確かな学力の定着	分かる授業の展開(授業力向上プロジェクト)	児童生徒が、基礎的・基本的な学習内容や、実生活の中で、知識や技能を活用する力を身に付けられるよう、学習状況の実態の把握や教員の授業力の向上への取り組み等を通して、「分かる授業」を推進する。	◆学力に関わる調査の実施 ◆授業力向上のための調査結果の有効活用 ◆教員の相互授業公開等による校内研修の実施 ◆教育センター研修、訪問指導の充実
	キャリア教育の推進(未来創造プロジェクト)	将来への夢や希望を育むとともに、自ら課題を見付け、よりよく解決する資質や能力を育成するため、キャリア教育を推進する。	◆宮・未来キャリア教育カリキュラムの実施 ◆地域の教育力を活用した体験学習の実施
	学校ICT化の推進	児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するとともに、情報通信技術を活用したわかりやすい授業により確かな学力を身に付けさせるため、学校のICT化を推進する。	◆児童生徒の情報活用能力や情報モラルの育成 ◆ICTを効果的に活用した授業の実施

主要事業名		目 的	内 容
豊かな心の育成	心を育む教育活動の推進(心の教育プロジェクト)	児童生徒が、さまざまな体験活動を通して、自らを律しつつ、他人とともに協調し、人を思いやる心やボランティアなどの社会に貢献する態度を養うための取組を推進する。	◆「宮っ子心の教育カリキュラム」の実施 ◆共に活動する喜びを味わう体験活動の充実
	いじめゼロ運動の推進	児童生徒が、いじめを許さない態度を身に付けられるとともに、市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。	◆強調月間の実施 ◆ポスターコンクールの実施 ◆いじめに関わる調査の実施 ◆いじめ対策研修の実施
健やかな体づくりの推進	体力向上の推進(うつのみや元気っ子プロジェクト)	生涯にわたり健康に生活するための体力を身に付けられるよう、体力向上を推進する。	◆新体力テストの全校実施と結果の有効活用 ◆ミニマム達成のための「体力向上プログラム」の実施 ◆「うつのみや元気っ子チャレンジ」の実施 ・グループや学級単位で取り組む体力づくり ・認定証の発行 ◆家庭・地域・企業・大学等と連携した体力づくりの実施
	食育の推進(宮っこ、食べっこ、元気っこプラン)	生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、食を通して自らの健康を考え、判断し、実践できるたくましい宮っこを育成するため、食育を推進する。	◆各教科等における食育の充実 ・教諭と栄養士によるチーム・ティーチングの実施 ・学校行事と関連した食に関する指導 ◆学校給食における食育の充実 ・食事マナー指導の充実 ・米飯給食・自校炊飯の推進 ◆学校・家庭・地域・企業の連携による食育の充実 ・「お弁当の日」の推進 ・栄養士等による食育講演会の開催



主要事業名	目 的	内 容
防災教育・交通安全教育の推進	生涯にわたり、子どもが自ら危険を予測し、回避できる能力を育成するために、防災教育・交通安全教育を推進する。	◆防災教育の充実 ・「防災教育の手引き」を活用した、危険予測・危険回避能力の育成 ・さまざまな災害を想定した避難訓練方法の工夫 ◆交通安全教育の充実 ・交通安全教室の実施 ・交通安全指導の充実
地域とともにある学校づくりの推進	各学校が、特色のある学校づくりを推進するため、家庭や地域、企業等と連携・協力した学校経営を推進する。	◆家庭・地域・企業等による学校支援の充実 ◆魅力ある学校づくり地域協議会との連携の充実 ◆学校マネジメントシステムを生かした学校経営の充実 ◆地域学校園を活用した学校経営の充実
校舎・体育館耐震化等事業の推進	地震発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、校舎・体育館の耐震化を推進する。また、耐震化と併せ、良好な教育環境を確保するため、一条中学校の移転整備を行う。	◆平成27年度までの耐震化完了を目標とした校舎・体育館の耐震補強等の実施 ◆県立高等特別支援学校と隣接した一条中学校の移転整備事業の実施
特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実を図る。	◆かがやきルーム(特別支援教室)における指導の充実 ◆全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上
教職員人材育成の充実	心豊かでたくましい宮っ子を育むため、高い指導力と情熱を持ち続ける教職員人材育成の充実を図る。	◆キャリア段階に応じた計画的な研修の実施 ◆教員マイスター制度、若手教員育成システムの充実 ◆「うつのみや授業の達人表彰制度」の実施



○ 施策の体系

① 学力向上の推進

■ 施策目標

児童生徒が、確かな学力とともに、未来を切り拓く力を身につけています。

■ 施策指標

学習内容定着度調査における正答率
(中学校3年生の国語、数学、英語)

現状値
(H23実績)

国語 80%以上 70.2% 50%未満 4.3%
 数学 80%以上 70.1% 50%未満 13.1%
 英語 80%以上 62.9% 50%未満 12.7%

目標値
(H29)

国語 80%以上 74.0% 50%未満 3.0%
 数学 80%以上 80.0% 50%未満 7.0%
 英語 80%以上 79.0% 50%未満 6.0%

② 豊かな人間性と健やかなからだの育成

■ 施策目標

児童生徒が、思いやりやたくましい心と体を持ち、規範意識をもって生活しています。

■ 施策指標

いじめの解消率

現状値
(H23実績)

96.9%

目標値
(H29)

100%

新体力テスト※)総合評価A段階の割合(中学3年生)

現状値
(H23実績)

22.0%

目標値
(H29)

22.3%

● 基本事業 ・構成事業

(1) 確かな学力を育む学習指導の充実

- ・学校教育スタンダードの推進
- ・小中一貫教育の充実
- ・分かる授業の展開(授業力向上プロジェクト)
- ・習熟度別・少人数指導の充実
- ・外国人児童生徒支援の充実
- ・学校ICT化(授業力)の推進

(2) 未来への希望を育む教育の充実

- ・キャリア教育(未来創造プロジェクト)の推進
- ・社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)の充実
- ・コミュニケーション能力を高める学習(会話科)の充実
- ・情報活用能力を高める学習の充実

(1) 豊かな心や社会性を高める取組の推進

- ・心を育む教育活動の推進(心の教育プロジェクト)
- ・いじめゼロ運動の推進
- ・学校図書館・読書活動の充実
- ・適応支援教室の整備



(2) たくましい心身を育てる指導の充実

- ・部活動の推進
- ・体力向上の推進(うつのみや元気っ子プロジェクト)
- ・食育の推進(宮っこ・食べっこ・元気っこプラン)
- ・防災教育・交通安全教育の推進
- ・冒険活動教室における活動の充実

※新体力テスト…「握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げ」の8種目の記録を得点化し、その合計得点によりA～Eの5段階に分けて評価するもの。(栃木県教育委員会の平成23年度児童生徒の体力・運動能力調査では、A段階の割合は19.7%)



○ 施策の体系

③ 地域と連携した独自性のある学校経営の推進

■ 施策目標

各学校が、家庭や地域、企業と連携・協力しながら、信頼され魅力のある学校づくりを進めています。

■ 施策指標

「学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。」と回答した保護者・地域住民の割合

現状値 (H23実績) **87.7%** 目標値 (H29) **95.0%**

● 基本事業
・構成事業

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・地域の教育力を生かした教育活動の推進
- ・魅力ある学校づくり地域協議会との連携の充実
- ・家庭・地域・企業等による学校支援の充実

(2) 活力ある学校経営の推進

- ・特色ある学校づくりの推進
- ・学校マネジメントシステムの充実
- ・地域学校園を活用した学校運営の推進
- ・学校ICT化(校務)の推進

④ 教育環境の充実

■ 施策目標

児童生徒が、安全で快適な教育環境の中で学校生活を送っています。

■ 施策指標

耐震化率(学校校舎・体育館)

現状値 (H24.3現在) **73.2%** 目標値 (H29) **100%**

(1) 校舎・体育館等整備の推進

- ・校舎・体育館耐震化事業の推進
- ・体育館改築・武道場新築事業の推進
- ・校舎大規模改造事業の推進
- ・一条中学校改築事業の推進

(2) 教育環境改善の推進

- ・学校ICT化の推進
- ・学校リフレッシュ化の推進

⑤ 特別支援教育の充実

■ 施策目標

児童生徒一人ひとりが、ニーズに応じた適切な教育的支援を受けています。

■ 施策指標

個別の支援計画を活用して、特別支援教育を実践している学校の割合

現状値 (H23実績) **96.8%** 目標値 (H29) **100%**

(1) 特別支援教育の学習環境づくり

- ・かがやきルーム(特別支援教室)における指導の充実
- ・全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上

(2) 幼児期からの一貫した支援の推進

- ・子ども発達センターと連携した相談支援の充実
- ・特別支援学校との交流の推進
- ・個別の支援計画の作成と活用
- ・障がい児発達支援ネットワークの推進

○ 施策の体系

⑥ 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成

■ 施策目標

教育への情熱があり、信頼される教職員が育成されています。

■ 施策指標

教員マイスター制度(受講者)と
うつのみや授業の達人(表彰者)の対象人数

現状値 (H23実績) **32人** 目標値 (H29) **92人**

● 基本事業
・構成事業

(1) 教職員研修事業の充実

- ・キャリア段階に応じた計画的な研修の実施
- ・リーダー養成研修の充実
- ・教員マイスター制度の実施
- ・若手教員育成システムの充実
- ・夜間・土曜公開講座の実施

(2) 意欲的な教職員の育成

- ・特色ある教育活動のための教職員配置
- ・うつのみや授業の達人表彰制度の実施
- ・教職員ひらめき提案制度の実施

⑦ 幼児教育の充実

■ 施策目標

幼児が、人間形成の基礎となる適切な教育を受けています。

■ 施策指標

幼稚園・保育園に入園していない児童
(3～5歳)の割合

現状値 (H24.4現在) **5.0%** 目標値 (H29) **2.8%**

(1) 幼児教育活動の充実

- ・幼・保・小による連携の推進
- ・宮っ子就学前プログラムの構築
- ・子育てランド事業
- ・家庭教育に関する意識啓発事業の充実

(2) 幼児教育環境の整備

- ・認定こども園の整備促進
- ・幼稚園就園奨励事業

⑧ 高校、高等教育の充実

■ 施策目標

市民が自己実現を図るために必要な、高度で専門的な学習機会や場が充実しています。

■ 施策指標

市内8大学の公開講座数

現状値 (H24実績) **73講座** 目標値 (H29) **90講座**

(1) 高校・高等教育機関等との連携強化

- ・高校・高等教育機関、企業との連携・活用事業
- ・企業・高等教育機関等を活用したリカレント教育の充実

(2) 教育資金負担軽減策の充実

- ・奨学金制度の充実
- ・入学一時金貸付制度の充実

基本施策10 個性的な市民文化・都市文化を創造する

現状・課題

個性豊かな市民文化の創出や自主的な芸術文化活動への欲求が高まりを見せる一方で、ものの豊かさやライフスタイルの変化を一因として、地域の文化遺産・伝統文化に対する関心や、その継承に関する意識が薄れてきています。

こうした中、文化が薫り、市民が全国に誇れる活力ある宇都宮を築いていくため、個性的な市民文化・都市文化を創造・継承することが重要になっています。

基本施策目標

本市の誇りである地域の文化が市民の手により育まれ、受け継がれるとともに、市民の文化活動が活発に展開され、本市の顔となる魅力的な文化が創造・発信されています。

取組の方向(施策)

- ① 文化活動環境の充実
- ② 文化資源の保存、継承、活用

主要事業名	目的	内容
子どもの文化芸術活動の支援	次代の文化の担い手である子どもの、豊かな心や感性、創造性などを育むため、文化芸術活動の機会を創出する。	◆文化芸術体験講座の実施 ・ふれあい文化教室の実施 ◆文化芸術の学習・発表機会の充実 ・ジュニア芸術祭の開催
文化会館の改修	本市の文化振興の中核を担う施設として、建物及び各種設備の経年による老朽化に対処するとともに、計画的で適正な施設整備を行う。	◆文化会館の再整備
ふるさと宇都宮の伝統文化の継承	本市の伝統文化を振興し、次世代に継承していくため、伝統文化に身近に触れる機会を創出するとともに、地域の継承活動の環境づくりや、人材育成の支援を行う。	◆人材育成・普及啓発事業の実施 ・伝統文化フェスティバル開催 ・宮っ子伝統文化体験教室の実施 ・伝統文化映像記録作成事業の実施 ◆宇都宮伝統文化連絡協議会における団体間等の連携・交流の促進



○ 施策の体系

① 文化活動環境の充実

■ 施策目標

市民が、主体的に芸術文化活動を展開しています。

■ 施策指標

市民芸術祭・ジュニア芸術祭の参加者数

現状値 (H23実績) **130,187人**

目標値 (H29) **140,000人**

● 基本事業

・構成事業

(1) 文化芸術の学習・発表・鑑賞機会の充実

- ・市民芸術祭・ジュニア芸術祭の開催
- ・文化芸術体験支援事業の実施
- ・文化会館の改修

(2) 文化芸術を担う人材・団体育成・支援の推進

- ・宇都宮エスペール文化振興事業の実施
- ・創造的芸術活動支援事業の実施 (アート・クレイドル事業)
- ・文化ボランティアの育成・支援

② 文化資源の保存、継承、活用

■ 施策目標

市民が文化遺産・伝統文化などの文化資源を活用し、各々の地域に根ざした文化を守り、伝え、育んでいます。

■ 施策指標

文化財保存団体数

現状値 (H23実績) **52団体** 目標値 (H29) **現状維持**

(1) 文化財の保存・継承・活用

- ・ふるさと宇都宮の伝統文化の継承
- ・重要遺跡の整備
- ・文化財の展示・啓発
- ・文化財収蔵研究施設の整備
- ・文化財の活用によるまちづくりの推進

(2) 文化財の保存・継承・活用を担う人材・団体育成・支援の推進

- ・文化財保存活動の支援
- ・宮っ子伝統文化体験教室の実施
- ・文化財ボランティアの育成・支援

(3) 個性ある文化資源の活用

- ・ジャズのまちづくり推進事業の実施
- ・妖精によるまちづくり推進事業の実施
- ・百人一首のまちづくり推進事業の実施

(4) 文化情報の集約・発信

- ・歴史・文化情報の集約・発信
- ・観光・産業振興との連携





基本施策11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

現状・課題 ▶▶ 少子・高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割がますます増大しています。

こうした中、スポーツの多面的な効用を活かすため、市民の生涯にわたるスポーツ活動を促進することが重要になっています。また、プロスポーツチームなどの活躍により、市民の関心も高まっていることから、スポーツを活用したまちづくりの推進が求められています。

基本施策目標 ▶▶ 人材や団体、自然などの地域資源が活かされながら、市民それぞれの目的に応じた自主的・継続的なスポーツ活動が活発化し、暮らしの中にスポーツがより深く浸透しています。

取組の方向(施策) ▶▶ ① スポーツ活動環境の充実
② スポーツを支える人材の育成、団体の活性化

主要事業名	目的	内容
地域スポーツクラブの育成、活動支援	市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会を実現するため、地域住民が主体的に運営する地域スポーツクラブの設立・運営を支援する。	◆地域の特性に合った、地域住民の主体的な運営による、市全域への地域スポーツクラブの設立、運営 ・設立、運営に係る財政的な支援 ・活動場所の確保に向けた支援 ・設立、運営に係る助言
トップレベルのスポーツに触れる機会の創出	市民がレベルの高い競技に触れることにより、スポーツ人口の底辺拡大を図るとともに、市のイメージアップ、地域経済の活性化にもつなげるため、プロスポーツを開催する。	◆プロスポーツ等の開催 ・ジャパンカップサイクルロードレースの開催 ・プロ野球公式戦の誘致
スポーツ施設等の整備	市民が継続的かつ気軽にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズや老朽化等の状況を的確に捉えとともに、それぞれの施設の役割などを考慮しながら、計画的にスポーツ施設を整備する。	◆市体育館の改修 ◆宮原運動公園の再整備
スポーツ指導者の資質向上	市民の主体的かつ継続的なスポーツ活動を促進するため、スポーツの指導に意欲を有する新たな人材を掘り起こし、育成するとともに、市民のスポーツ活動を支える指導者の資質向上を図る。	◆スポーツ少年団指導者OBなど多様な主体によるスポーツ人材活用 ◆大学や企業等との連携による指導者の育成
プロスポーツチームへの支援	青少年をはじめとする市民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、地域と一体となったチームづくりを通じ、地域の活力と都市の魅力の創造を図るため、プロスポーツチームを支援する。	◆本市をホームタウンとするプロスポーツチームへの支援 ・ファン層及び支援組織拡大などのための広報活動 ・練習場、試合会場の確保 ・社会貢献活動の場、機会の提供等

○ 施策の体系

① スポーツ活動環境の充実

■ 施策目標

市民が主体的に自分に合ったスポーツに取り組んでいます。

■ 施策指標

20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ活動実施率

現状値 (H24実績) **49.2%** 目標値 (H29) **50.0%**

● 基本事業

・構成事業

(1) 地域におけるスポーツ活動の推進

- ・地域スポーツクラブの育成、活動支援
- ・ニュースポーツの普及
- ・学校体育施設の活用促進

(2) スポーツの参加機会の拡大

- ・スポーツ大会、スポーツ教室の充実
- ・トップレベルのスポーツに触れる機会の創出
- ・野外活動事業の充実
- ・スポーツ情報提供の充実



(3) スポーツ施設や場の充実

- ・スポーツ施設等の整備
- ・身近な地域におけるスポーツ活動の場の充実
- ・県総合スポーツゾーン形成の促進

② スポーツを支える人材の育成、団体の活性化

■ 施策目標

市民のスポーツ活動が多くの指導者、スポーツ団体により支えられています。

■ 施策指標

スポーツ指導者研修の受講者数

現状値 (H23実績) **700人** 目標値 (H29) **800人**

(1) スポーツ指導者の育成・活用

- ・スポーツ指導者の発掘・活用
- ・スポーツ指導者の資質向上
- ・指導者登録機能を有するホームページ“U-SPORTS”の有効活用

(2) スポーツ団体の活動支援

- ・スポーツ活動団体の育成・支援
- ・指導者と競技団体等の連携促進
- ・プロスポーツチームへの支援



基本施策12 健全な青少年を育成する

現状・課題

少子化や核家族化など、青少年を取り巻く環境が変化し、人間関係や地域社会とのつながりが希薄化している中、コミュニケーションや自立に不安を抱えている青少年の増加が社会問題となっています。また、青少年の社会規範意識の未熟さが、非行・問題行動や、犯罪に巻き込まれることなどの要因のひとつとなっています。

こうした中、将来の夢や希望を育みながら、社会の一員として健全な社会生活を営むとともに、積極的に社会参加・貢献する青少年を育成していくことが重要となっています。

基本施策

青少年が、さまざまな人とののかかわりの中で、成長段階に応じた社会性を身につけ、心身ともに健康に成長し、社会の一員として充実した生活を送っています。

取組の方向(施策)

- ① 青少年の社会的自立の促進
- ② 非行・問題行動の未然防止

主要事業名	目的	内容
青少年の自主的活動の創出促進	青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、積極的に社会参加することを促すため、青少年自らが企画するイベントや活動発表などを行う機会や場の提供を行う。	◆青少年による事業実施団体や活動団体の掘り起こし ◆継続的な事業実施のための組織づくりへの支援 ◆関係団体や企業、NPO等との連携による青少年の活動への支援
青少年の居場所づくり事業の充実	青少年のコミュニティの形成や自主性、社会性を養い、健やかな育成を図るため、地域や関連団体と連携し、身近な地域における青少年の居場所づくり事業の充実を図る。	◆指導者や見守り役など、地域における人材の発掘・育成 ◆青少年の異年齢交流や異世代交流、体験機会の提供 ◆居場所設置数の拡充 ◆居場所の運営への中高生等の参画促進
青少年の相談機能の充実	社会的自立に困難を抱えている青少年の自立を促進するため、総合的な青少年の相談機能の充実を図る。	◆相談支援機能の充実 ・個別支援計画による継続性・一貫性のある支援 ・関係機関と連携による適切な支援

○ 施策の体系

① 青少年の社会的自立の促進

■ 施策目標

青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、主体的に活動しています。

■ 施策指標

地域などでの社会的な活動に取り組んでいる青年(20歳代)の割合

現状値 (H24実績) **14.2%** 目標値 (H29) **43%**

● 基本事業

・構成事業

(1) 青少年の社会参加の促進

- ・青少年の自主的活動の創出促進
- ・社会体験活動の促進
- ・中高生のリーダースクラブ活動の促進
- ・宇都宮ジュニア未来議会の開催

(2) 健全育成活動の推進

- ・青少年の居場所づくり事業の充実
- ・青少年活動センター事業の充実
- ・青少年育成団体の活動支援



(3) 自立支援対策の推進

- ・青少年の相談機能の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・ニート・引きこもり対策の充実

② 非行・問題行動の未然防止

■ 施策目標

青少年が非行や問題行動等を起こすことなく、健全に生活しています。

■ 施策指標

初発型非行検挙補導人数(※)(20歳未満)

現状値 (H23実績) **270人** 目標値 (H29) **270人未満**

(1) 非行・問題行動未然防止の環境づくり

- ・市民総ぐるみ環境点検活動や環境浄化活動の推進
- ・巡回指導や青少年相談活動の充実
- ・非行防止のための市民の意識醸成

(2) 青少年の規範意識の醸成

- ・問題行動対策やモラル教育の推進
- ・薬物乱用防止に向けた取組運動の推進

※初発型非行検挙補導人数…万引き、自転車盗など「犯罪の入り口」といわれる罪を犯し、検挙補導された20歳未満の人数。

Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために

(生活環境分野)

- 基本施策 **13** 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する
- 基本施策 **14** 良好な水と緑の環境を創出する
- 基本施策 **15** 上下水道サービスの質を高める
- 基本施策 **16** 快適な住環境を創出する



基本施策13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

地球温暖化の進行や気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化しています。また、身近な視点からの環境問題への関心も高まっています。こうした中、環境問題に的確に対応していくため、市民一人ひとりの行動によって、地球温暖化を抑制し、資源循環型の環境にやさしい社会を形成していくことが重要になっています。

基本施策目標 市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

- 取組の方向(施策) ① 環境保全行動の推進
② 地球温暖化対策の推進
③ ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進(3Rの推進)
④ 廃棄物の適正処理の推進
⑤ 良好な生活環境の確保

主要事業名	目的	内容
もったいない運動の推進	市民の自主的な環境保全行動を広げるため、もったいない運動を推進する。	◆もったいない精神の普及啓発
環境にやさしいライフスタイルの推進	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギー・省資源型の行動やライフスタイルを推進する。	◆省エネルギー機器の普及促進 ◆省エネルギー行動の推進
再生可能エネルギーの利活用の推進	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギーの利活用を推進する。	◆太陽光発電システム等の設置促進
ごみの資源化事業の推進	ごみの発生抑制や減量化を図るため、資源化事業を推進する。	◆市民協働による生ごみの資源化の推進 ◆廃食用油、剪定枝等の資源化事業の推進 ◆バイオマスの利活用の促進
廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進	効果的・効率的なごみ処理体制を構築するため、計画的に廃棄物処理施設を整備する。	◆中間処理施設の整備 ◆最終処分場の整備

○ 施策の体系

① 環境保全行動の推進

施策目標 市民が、環境にやさしい社会の形成に向け、環境保全に取り組んでいます。

施策指標

家庭版環境ISO認定家庭数

現状値(H23実績) 1,661世帯
目標値(H29) 5,000世帯

● 基本事業
・構成事業

(1)もったいない運動の推進
・もったいない精神の普及啓発

(2)環境学習の推進
・環境情報の整備と提供
・環境リーダー等人材育成の推進
・環境学習の場と機会の提供

(3)環境配慮行動の推進
・主体別・事業別環境配慮指針の推進
・家庭版、学校版環境配慮行動の推進



② 地球温暖化対策の推進

施策目標 市民が、地球温暖化の抑制を図るため、温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいます。

施策指標

住宅用太陽光発電システム設置家庭数

現状値(H23実績) 4,196世帯
目標値(H29) 13,000世帯

(1)環境にやさしいライフスタイルの推進
・市民の省エネルギー・省資源行動の推進

(2)環境に配慮したビジネススタイルの推進
・事業者の省エネルギー・省資源活動の推進

(3)二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進
・環境配慮型交通体系の確立
・二酸化炭素吸収のための緑の確保
・「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」の推進

(4)再生可能エネルギーの利活用の推進
・太陽光発電システム等の設置促進





○ 施策の体系

③ ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進(3Rの推進)

■ 施策目標

市民が、日常生活や事業活動の中で、ごみを減らし、限りある資源の有効活用に取り組んでいます。

■ 施策指標

市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量

現状値 (H23実績) **806g/日** 目標値 (H29) **725g/日**

● 基本事業 ・ 構成事業

- (1) ごみの減量化・資源化に対する意識の向上
- ・ 教育機関と連携した「ごみ教育」の推進
 - ・ 意識啓発事業の推進

- (2) 資源の有効活用の推進
- ・ ごみの資源化事業の推進



④ 廃棄物の適正処理の推進

■ 施策目標

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。

■ 施策指標

不法投棄発生件数

現状値 (H23実績) **507件** 目標値 (H29) **300件**

- (1) 収集・処理体制の適正化の推進

- ・ 効率的な収集・中間処理の推進
- ・ 不適正搬入防止対策の強化
- ・ 廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

- (2) 廃棄物に係る監視・指導の強化

- ・ 不法投棄未然防止への取組の強化
- ・ 優良な廃棄物処理業者の育成



⑤ 良好な生活環境の確保

■ 施策目標

大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。

■ 施策指標

工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合

現状値 (H23実績) **2.1%** 目標値 (H29) **1.7%**

- (1) 環境調査、監視等の充実

- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化
- ・ 化学物質や放射線量など各種環境調査の充実

- (2) 発生源対策の充実

- ・ 事業者指導の強化
- ・ 近隣公害対策の充実
- ・ 環境に悪影響のある物質への対策



基本施策14 良好な水と緑の環境を創出する

現状・課題

水と緑に恵まれた本市には、古くから市民の生活を支えるとともに、市民に癒しや憩いを与え、原風景として愛されてきた豊かな自然環境が数多く残されています。

これらの自然との共生を深め、次の世代へとしっかりと引き継いでいくため、美しく豊かな水と緑の環境を創出していくことが重要になっています。

基本施策目

市民が身近に自然と親しめる良好な水と緑の環境が創出され、自然との共生が深まっています。

取組の方向(施策)

- ① 安全で快適な河川環境の整備
- ② 生物多様性の保全
- ③ 緑の保全・育成

主要事業名	目的	内容
河川整備事業の推進	住宅などへの浸水被害を解消するとともに、良好な河川環境を創出するため、治水と環境の調和に配慮した河川整備を推進する。	◆都市基盤河川：奈坪川、御用川の整備 ◆準用河川：越戸川、西川田川、駒生川の整備など
生物多様性の保全啓発事業の推進	多くの生物は、お互いに支えあい競争するなど、複雑に関わりあいながらバランスを保って生きており、これら「生物多様性」から受けているさまざまな「恵み」を未来に引き継ぐため、その保全と持続可能な利用を市民や団体などとの協働により計画的に推進する。	◆生物多様性に関する市民理解の促進 ◆自然体験活動の充実 ◆自然環境における市民や団体などの自主的な行動・配慮の促進
都市緑地の保全・活用	市街化区域内に残された貴重な自然環境を守るとともに、豊かな自然とふれあい、憩える場を確保するため、市民協働による都市緑地の保全・活用を図る。	◆戸祭山緑地の保全・活用 ◆鶴田沼緑地の保全・活用 ◆「もったいないの森長岡」植樹事業の実施
中心市街地の緑化推進	街の位置付けにふさわしい風格の感じられる景観の形成や良好な都市環境を維持するため、人の目に映る緑の創出など中心市街地の緑化を推進する。	◆中心市街地における公共施設等の緑化推進 ◆中心市街地における民有地の緑化推進



○ 施策の体系

① 安全で快適な河川環境の整備

■ 施策目標

環境と調和のとれた安全で快適な河川環境が創出されています。

■ 施策指標

自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率

現状値 (H23実績) 58.0% 目標値 (H29) 60.9%

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 治水対策の推進

- ・ 河川整備事業の推進
- ・ いっ水被害の解消

(2) 水辺に親しめる空間の創出

- ・ 多自然川づくりの推進
- ・ 川の日クリーン作戦の推進

(3) 河川機能の保全

- ・ 河川維持管理
- ・ 河川愛護活動の促進
- ・ グラウンドワーク(※)の促進



※グラウンドワーク…市民・事業者・行政が協力しながら展開する身近な地域の環境改善運動。

② 生物多様性の保全

■ 施策目標

人と自然との共生により、豊かな生物多様性が守られています。

■ 施策指標

生物多様性保全の意識を持った自然ふれあい活動の体験者数

現状値 (H25年度より実施) — 人
目標値 (H29) 6,000人

(1) 生物多様性保全意識の醸成

- ・ 生物多様性の保全啓発事業の推進
- ・ 大気・水環境保全に係る啓発事業の推進

(2) 生物多様性保全対策の推進

- ・ アドバイザー制度を活用した生物多様性保護、保全対策の推進
- ・ 生物多様性に関する調査の有効活用
- ・ 公共用水域における水質保全の推進

③ 緑の保全・育成

■ 施策目標

市民・事業者の主体的な活動により、都市の緑化や樹林地の保全が図られています。

■ 施策指標

緑化ボランティア登録者数

現状値 (H23実績) 174人 目標値 (H29) 265人

(1) 緑地保全の推進

- ・ 都市緑地の保全・活用
- ・ 民有地の緑地保全

(2) 都市緑化の推進

- ・ 中心市街地の緑化推進
- ・ 民有地の緑化推進
- ・ 公共施設の緑化推進

(3) 緑の普及・啓発

- ・ 花と緑に係る人づくりの推進
- ・ 緑の情報拠点の活用促進





基本施策15 上下水道サービスの質を高める

現状・課題

顧客ニーズの多様化や高度化による高品質な水道水の安定供給や、危機管理意識の高まりによる「災害に強い上下水道」の推進が求められています。また、生活環境の快適性や利便性の向上とともに公共用水域の水質保全が求められているほか、都市化の進展や局地的大雨により、雨水の流出量が増大し、なお一層浸水被害の解消が求められています。

こうした中、安定性や効率性の高い信頼される経営を確立し、顧客満足度を向上させていくためには、上下水道サービスの質をさらに高めていくことが重要になっています。

基本施策目標

安全・安心で高品質な水道水が安定的に供給されているとともに、下水が適正に処理されています。

取組の方向(施策)

- ① 安全で安心な水道水の供給
- ② 下水の適正処理の推進
- ③ 顧客重視経営の推進

主要事業名	目的	内容
災害や事故に強い上下水道の整備	地震等災害時においても水道水を安定的に供給するとともに、下水を適正に処理するため、災害や事故に強い上下水道の整備を推進する。	◆上下水道施設の耐震化 ◆上下水道施設の改築・更新
合流式下水道(※)の機能改善	合流式下水道区域において、大雨時に雨水とともに未処理の汚水が公共用水域へ流れ込むことによる水質悪化を防止するため、合流式下水道の機能改善を推進する。	◆貯留施設の設置
雨水幹線等の整備	市街地における浸水被害の解消を図るため、雨水幹線等の整備を推進する。	◆緊急度の高い重点排水区の雨水幹線等の整備 ・重点排水区：鶴田川、駒生川 など

※合流式下水道…汚水と雨水を同じ管きよで排除する下水道。

○ 施策の体系

① 安全で安心な水道水の供給

■ 施策目標

高品質な水が安定して供給され、市民が安心して水道水を利用しています。

■ 施策指標

老朽配水管更新率(※)

現状値 (H23実績) **71%** 目標値 (H29) **100%**

※老朽配水管更新率…本市の全ての上水道の配水管のうち、著しく老朽化した配水管(総延長35km)の更新率。

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 水道水の高品質化の推進

- ・ 水道水の水質管理の充実
- ・ 高度浄水システムの導入
- ・ 貯水槽水道管理の充実

(2) 安定給水の確保

- ・ 災害や事故に強い水道の整備
- ・ ISO9001の推進

(3) 施設・資源の有効活用

- ・ 小水力発電の推進
- ・ 太陽光発電の推進



② 下水の適正処理の推進

■ 施策目標

生活排水と雨水が適正に処理され、市民の快適な生活環境が確保されています。

■ 施策指標

合流式下水道改善率

現状値 (H23実績) **61%** 目標値 (H29) **100%**



(1) 生活排水の適正処理の推進

- ・ 公共下水道(汚水管渠)の整備
- ・ 合併処理浄化槽設置の促進
- ・ 合流式下水道の機能改善
- ・ 処理場・ポンプ場の整備

(2) 雨水対策の推進

- ・ 雨水幹線等の整備
- ・ 雨水貯留・浸透施設設置の促進

(3) 下水道の適正な管理

- ・ 下水道施設の適正な維持管理
- ・ 災害や事故に強い下水道の整備

(4) 施設・資源の有効活用

- ・ 下水汚泥等の有効活用
- ・ 下水処理水の再利用

③ 顧客重視経営の推進

■ 施策目標

顧客を重視した経営により、顧客満足度の高い上下水道サービスが提供されています。

■ 施策指標

顧客満足度

現状値 (H23.7現在) **68%** 目標値 (H29) **75%**

(1) 顧客サービスの高品質化

- ・ 顧客ニーズを踏まえたサービスの提供
- ・ 広報・広聴事業の充実

(2) 経営基盤の強化

- ・ 健全経営の推進
- ・ 効率的経営の推進



基本施策16 快適な住環境を創出する

現状・課題 ▶▶ 少子・高齢化の進展や、ライフスタイル・家族形態の変化などにより、市民の住宅や居住環境に対するニーズが多様化しています。こうした中、市民のゆとりある住生活を実現するため、地域の実情に応じた快適な住環境を創出することが重要になっています。

基本施策目標 ▶▶ 市民が良好な居住環境の中で、安全で環境にやさしい住宅で快適に暮らしています。

取組の方向(施策) ▶▶ ① 多様な住まいづくりの推進
② 住宅の安全性・環境性の向上

主要事業名	目的	内容
都心居住の推進	中心市街地を賑わいと魅力のある快適な住空間とするため、都心部への定住を推進する。	◆民間賃貸住宅を活用した居住支援の推進 ◆住宅取得者向け支援の推進
住宅セーフティネット機能の充実	住宅確保要配慮者への支援を充実するため、市営住宅や民間活力を活用した住宅を提供する。	◆市営住宅の供給、維持更新 ◆サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発 ◆事業者やNPOなど多様な主体と連携した住宅セーフティネットの構築
住宅の耐震化の促進	地震時における市民の安全を確保するため、住宅の耐震化を促進する。	◆耐震診断、耐震改修に対する補助の実施 ◆市民に対する普及啓発の強化



○ 施策の体系

① 多様な住まいづくりの推進

■ 施策目標

市民が、それぞれの人生設計に合った住居や住まい方を選択し、快適に暮らしています。

■ 施策指標

住宅のバリアフリー化率
(2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消)

現状値 (H20.10現在) **36.2%** 目標値 (H29) **65.3%**

● 基本事業

・ 構成事業

(1) 多様な居住ニーズに対応した支援の充実

- ・ 都心居住の推進
- ・ 地域優良賃貸住宅の供給促進
- ・ 既存住宅の活用促進
- ・ 総合的な住情報の提供と相談体制の充実

(2) 住宅セーフティネット機能の充実

- ・ 市営住宅の供給
- ・ 民間賃貸住宅の活用

② 住宅の安全性・環境性の向上

■ 施策目標

市民が、安全で環境にやさしい住宅で生活を送っています。

■ 施策指標

住宅の耐震化率

現状値 (H23実績) **84.1%** 目標値 (H29) **90%以上**

(1) 安全に配慮した住まいづくりの推進

- ・ 住宅の耐震化の促進
- ・ 建築士による住宅相談事業

(2) 環境に配慮した住まいづくりの推進

- ・ 住宅の省エネルギー化の促進
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置促進



IV 市民の豊かな暮らしを支える 活気と活力のある社会を築くために

(産業・経済分野)

基本施策 **17** 地域産業の創造性・発展性を高める

基本施策 **18** 商工業の活力を高める

基本施策 **19** 農林業の付加価値を高める

基本施策 **20** 魅力ある観光と交流を創出する

基本施策17 地域産業の創造性・発展性を高める

現状・課題

経済活動のグローバル化やボーダーレス化により経済環境が大きく変化しており、世界規模で長引く景気停滞や国際競争の激化などの影響が地域経済にも波及しています。また、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、地域産業の担い手をめぐる社会環境も同様に変化しています。こうした中、より一層本市の地域の特性を生かし、また、創意工夫により、激しさを増す地域間競争に対応するため、地域産業の創造性・発展性を高めていくことが重要になっています。

基本施策

本市の農業、商業、工業において、相互に新たな関係や連携が生み出され、地域資源の有効活用や人材の交流が活発化して、地域産業の創造性・発展性が高まっています。

取組の方向(施策)

- ① 地域特性を生かした産業集積の促進
- ② 新規開業・新事業創出の促進
- ③ 就労・雇用対策の充実

主要事業名	目的	内容
イノベーションが期待される産業の育成	裾野が広く、足腰の強い持続可能な産業基盤の確立を図るため、本市の産業を牽引する次世代モビリティ産業のほか、環境・エネルギー分野や医療・福祉分野などのイノベーションが期待される産業を重点的に育成する。	◆新産業創出支援事業の実施 ◆(仮称)次世代産業創出協議会の設置運営 ◆産学連携・交流事業等の実施 ◆コーディネート事業の実施
企業集積・立地の促進	地域産業の活性化や雇用機会の確保・拡大などを図るため、地域企業間のネットワークを強化し、地域の特性・強みを生かした企業集積、立地を促進する。	◆企業誘致推進員の配置 ◆助成制度(企業立地・拡大再投資等)・融資制度の充実 ◆関係機関・団体との連携強化
起業家の集積・成長支援	地域の活力を創出するため、世代や経験に関わらず、意欲や才能に溢れた起業家の集積を図るとともに、その成長を総合的に支援する。	◆起業家育成支援事業の実施 ◆チャレンジャーのまち・うつのみや推進事業の実施 ◆資金調達等の新たな仕組みの検討構築
新事業創出の支援	新たなビジネスの発掘と地域の活性化を図るため、独自の企画力や技術力、ビジネスモデルを有し、地域資源の活用やまちづくりの課題に積極的に取り組もうとするチャレンジャーを支援する。	◆起業・創業相談窓口の実施 ◆起業環境創造事業の実施 ◆まちづくり・ソーシャルビジネスの創出促進
就業支援の充実	高齢者や障がい者をはじめとする就職困難者の就労や、新規卒卒者・新卒後未就職者の円滑な就職、および非正規労働者の正規労働へのステップアップなどを支援し、本市における労働力の確保と中小企業の雇用維持を図る。	◆求職者に対する一体的就労支援サービスの推進 ◆就職困難者の就労支援の充実 ◆ニーズに合ったマッチングの機会の創出 ◆国・県等関係機関との連携強化

○ 施策の体系

① 地域特性を生かした産業集積の促進

■ 施策目標

新たな時代のニーズや変化に対応できる地域の特性を活かした産業集積が進んでいます。

■ 施策指標

市内事業所数(製造業)

現状値 (H22現在) **582** 社 目標値 (H29) **640** 社

② 新規開業・新事業創出の促進

■ 施策目標

市民や企業の時代のニーズを捉えた積極的な取組により、新規開業や新事業が創出されています。

■ 施策指標

起業家セミナー参加者数

現状値 (H23実績) **72** 人 目標値 (H29) **100** 人

③ 就労・雇用対策の充実

■ 施策目標

求職者の雇用が安定的に確保充実され、それぞれの能力を発揮しながら安全にいきいきと働いています。

■ 施策指標

有効求人倍率

現状値 (H24.6現在) **0.93** 目標値 (H29) **1.20**

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 成長産業分野の振興

- ・イノベーションが期待される産業の育成
- ・企業集積・立地の促進
- ・産業活動環境の向上

(2) 産業連携の強化

- ・産業間・産学官連携の促進
- ・アグリネットワークの推進

(1) 起業チャレンジャーの育成・集積促進

- ・起業家精神の育成
- ・起業家の集積・成長支援

(2) 事業チャレンジ基盤の充実

- ・事業資金調達の支援
- ・インキュベーション機能の充実
- ・新事業創出の支援

(1) ニーズに合った就業と雇用の実現

- ・就業支援の充実
- ・キャリア形成支援の促進
- ・雇用確保・安定化の促進

(2) 働きやすい労働環境づくり

- ・労働相談の充実
- ・雇用・労働条件等の周知啓発
- ・労働環境の充実

基本施策18 商工業の活力を高める

現状・課題

消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、商業機能の周辺部への拡散に伴う中心市街地の活力低下、ICT等を活用した技術革新の進展、産業構造の変化や国際競争の激化など、商工業を取り巻く急速な環境変化に、迅速で的確に対応することが求められています。

こうした中、本市の商工業の持続的な発展を実現するため、商工業者の活力を高めることが重要になっています。

基本施策

社会経済環境の変化に柔軟に対応し、「ひと」、「もの」、「情報」等が活発に行き交い、地域経済が活性化しています。

取組の方向(施策)

- ① 魅力ある商業の振興
- ② 中小企業の経営・技術革新の促進
- ③ 安定した経営基盤の確立
- ④ 流通機能の充実

主要事業名	目的	内容
魅力ある中心商業地の創出	中心商業地の回遊性の向上や集客力を高め、魅力ある中心商業地を創出する。	◆空き店舗等の有効活用の促進 ◆イベント等による拠点広場の活用促進 ◆特色あるファサードの整備促進 ◆商業者、商店街、関係団体等の連携強化
商店街活性化事業の促進	地域の生活やコミュニティの核としての商店街の魅力を高めるため、商店街の活性化を促進する。	◆商店街の活性化支援 ◆商店街と地域との連携協力の促進
高度技術開発の促進	多様化・高度化する消費者ニーズや国際競争の激化などに対応するため、中小企業における知恵と想像力を生かした高度技術開発を促進する。	◆高度な設備導入等の支援 ◆知的財産の活用促進 ◆経営、技術支援体制の充実
地域産業を担う人材の育成	高齢化の進展等に対応するため、高度な技術伝承やスキルアップ、労働人口の確保など、産業を支える人材の確保・育成環境を整備する。	◆高度技術継承の支援 ◆伝統産業の振興
中央卸売市場機能の充実	安全で安心な生鮮食料品をいかなる時にも安定して供給するため、北関東唯一の中央卸売市場の機能の充実を図る。	◆集荷力・販売力・市場関係者連携等の強化、業務の効率化 ◆品質管理、危機・災害対策の強化 ◆市場機能のPR強化、食育の推進

○ 施策の体系

① 魅力ある商業の振興

■ 施策目標

商業活動が、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活発化しています。

■ 施策指標

中心商業地の空き店舗数

現状値 (H23実績) **123** 店舗 目標値 (H29) **100** 店舗

● 基本事業

・構成事業

(1) 魅力ある中心商業地の創出

- ・中心商業地への出店促進
- ・中心市街地拠点広場の活用促進
- ・商店街の景観整備の促進

(2) 地域社会の核となる商店街の強化

- ・地域特性を生かした商店街の振興
- ・安全・安心な商店街の整備促進
- ・商店街活性化事業の促進

(3) 魅力ある商店づくりの促進

- ・消費者の視点に立った商店づくりの支援
- ・商店後継者の育成支援

② 中小企業の経営・技術革新の促進

■ 施策目標

中小企業が、絶えず技術の革新、経営の合理化などを進め、持続的に成長しています。

■ 施策指標

高度化設備設置補助制度を活用した企業数

現状値 (H23実績) **25** 社 目標値 (H29) **45** 社

(1) 高度技術開発の促進

- ・設備高度化の促進
- ・知的所有権の取得促進
- ・発明、研究開発意欲の高揚



(2) 先進的企業経営の促進

- ・経営革新や技術革新の促進
- ・企業と地域社会との連携促進

(3) 地域産業を担う人材の育成

- ・高度技術継承の支援
- ・ものづくり達人制度の活用促進
- ・伝統産業の振興



○ 施策の体系

③ 安定した経営基盤の確立

■ 施策目標

中小企業が、経営力を備え、安定した経営基盤を確立しています。

■ 施策指標

制度融資における中小企業設備資金貸出総額

現状値
(H23実績) **497,000** 千円

目標値
(H29) **650,000** 千円

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 資金調達の円滑化

- ・ 制度融資の活用促進
- ・ 信用保証の充実

(2) 経営体質・基盤の強化

- ・ 経営基盤の強化
- ・ 経営相談・技術・経営指導の充実
- ・ 販路拡大の強化支援

(3) 経済団体との連携強化

- ・ 経済団体との連携強化
- ・ 事業者の組織化支援

④ 流通機能の充実

■ 施策目標

食料品などの流通体制が確保され、消費者に安定的に供給されています。

■ 施策指標

中央卸売市場年間取扱金額

現状値
(H23実績) **464** 億円

目標値
(H29) **570** 億円

(1) 中央卸売市場機能の充実

- ・ 食の安定確保と物流体制の強化
- ・ 食の安全・安心の確保
- ・ 市場と食に関する情報発信の充実

(2) 物流機能の強化

- ・ 物流の集積化の促進
- ・ 卸売業の振興



基本施策19 農林業の付加価値を高める

現状・課題 高齢化の進行や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められています。

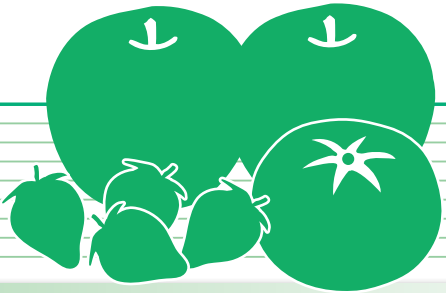
こうした中、農業者が意欲をもって農業に従事し、農林業の持続力・競争力を強化するため、ニーズに的確に対応した農産物の生産や販路の開拓、6次産業化(※)の取組などにより、収益を上げる環境を整え、その付加価値を高めていくことが重要になっています。

基本施策 農林業を支える多様な担い手が育ち、生産力や産地力の向上、良好な農村環境の形成など、総合的に農林業の付加価値が高まっています。

- 取組の方向(施策)
- ① 農林業を支える担い手の確保・育成
 - ② 安定的な農林業経営を支える基盤の確立
 - ③ 良質な農林産物の生産・普及の促進
 - ④ 環境と調和した農林業の推進

※6次産業…第1次産業(生産)、第2次産業(製造・加工等)、第3次産業(販売)を融合させた新たな産業形態のこと。

主要事業名	目的	内容
意欲ある担い手の確保・育成	本市農業の持続的な発展を図るため、認定農業者など中核的な地域農業の担い手を確保・育成する。	◆経営規模拡大への支援 ◆農業者の経営力の向上支援 ◆新規就農者の確保・育成
生産性の高い土地基盤の整備・保全	効率的で安定的な農業経営を実現するため、生産性の高い土地基盤の整備・保全を図る。	◆耕作放棄地の発生抑制と解消 ◆農業振興地域の適正管理 ◆ほ場整備事業の推進
効率的な生産・出荷体制の確立	消費者・市場から選ばれる品質の高い農産物を生産し、安定的に供給するため、効率的な生産・出荷体制の確立を図る。	◆大規模共同利用施設の整備・活用 ◆低コスト化・省エネ技術の導入促進 ◆ICTを活用した農業の促進
農産物のブランド化推進	農産物の消費拡大を図り、将来的な農業経営の安定と消費の信頼を確保するため、農産物のブランド力の向上を図る。	◆ブランド農産物の販売促進 ◆農商工連携による6次産業化の促進 ◆海外に向けた輸出促進
地産地消の推進	本市農業の生産振興及び市民の健康で快適な食生活を確立するため、農産物の安全安心について周知を図るとともに、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を推進する。	◆農産物直売所等の充実・強化 ◆地産地消啓発活動の促進 ◆安全安心な農産物の生産・供給の促進
環境保全型農業の推進	循環型社会の形成、地球温暖化防止を図るため、環境保全型農業を推進する。	◆環境にやさしい農業の推進 ◆バイオマスの利活用の促進 ◆菜の花プロジェクトの推進
農資源・農村環境の保全推進	農業者と地域住民が一体となった農資源の保全や、環境に配慮した営農活動を支援するため、農資源・農村環境の保全を推進する。	◆農地・水環境の保全活動の推進 ◆環境に配慮した土地改良事業の推進 ◆有害鳥獣の出没しにくい環境づくりの推進

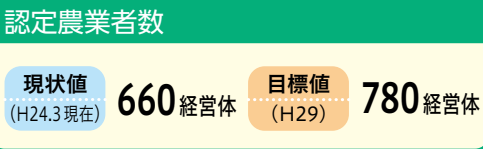


○ 施策の体系

① 農林業を支える担い手の確保・育成

施策目標 地域の実情に合った多様な担い手が、確保・育成されています。

施策指標



● 基本事業
・ 構成事業

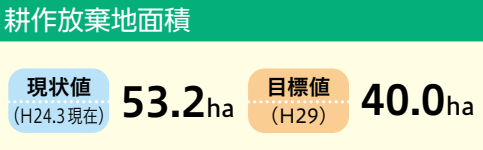
- 1) 意欲ある担い手の確保・育成
- ・ 農業者の経営力の向上支援
 - ・ 新規就農者の確保・育成
 - ・ 担い手への農地利用集積の強化

- (2) 地域農業を支える担い手づくり
- ・ 組織的な農業経営体の確保・育成
 - ・ 女性や高齢者の起業等(6次産業化)の促進
 - ・ 地域に融和する企業の参入促進

② 安定的な農林業経営を支える基盤の確立

施策目標 生産性の高い土地基盤の整備・保全や効率的な生産出荷体制が確立され、安定的な農業経営が展開されています。

施策指標



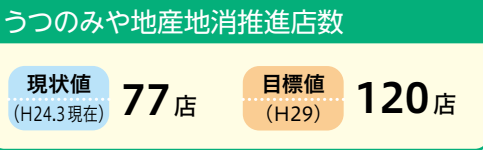
- (1) 生産性の高い土地基盤の整備・保全
- ・ 優良農地の確保と有効活用
 - ・ ほ場整備事業の推進

- (2) 効率的な生産・出荷体制の確立
- ・ 大規模共同利用施設の整備・活用
 - ・ 大型農業機械の導入促進
 - ・ 新たな生産技術の導入促進

③ 良質な農林産物の生産・普及の促進

施策目標 安全・安心で、市場価値の高い良質な農林産物が生産・普及され、地域でも多くの地場農林産物が消費されています。

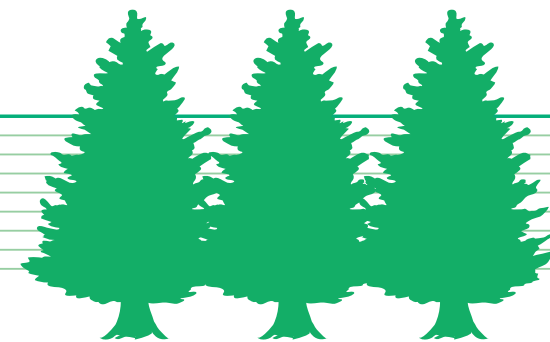
施策指標



- (1) 農産物の安定供給の促進
- ・ 高品質な米・麦・大豆の生産振興
 - ・ 園芸畜産物の生産振興

- (2) 農産物のブランド化推進
- ・ 新たな生産技術の導入促進
 - ・ 農商工連携による6次産業化の促進
 - ・ マーケティング力の向上
 - ・ 農産物の海外輸出の促進

- (3) 地産地消の推進
- ・ 農産物直売所等の充実・強化
 - ・ 地場農産物の利用拡大
 - ・ 消費者と農業・農村との相互理解の促進
 - ・ 安全・安心な農産物等の供給促進



○ 施策の体系

④ 環境と調和した農林業の推進

■ 施策目標

環境と調和した農林業を推進し、農林業が持つ多様な公益的機能が維持・向上しています。

■ 施策指標

エコファーマーの認定者数

現状値 (H24.3 現在)	690人	目標値 (H29)	810人
-------------------	------	--------------	------

● 基本事業

・ 構成事業

(1) 環境保全型農業の推進

- ・ 環境にやさしい農業の推進
- ・ バイオマス資源等の利活用の促進

(2) 農資源・農村環境の保全推進

- ・ 農地・水環境の保全活動の推進
- ・ 環境に配慮した土地改良事業の推進
- ・ 有害鳥獣被害対策事業の推進

(3) 森林保全整備の推進

- ・ 民有林整備事業の推進
- ・ 森林体験事業の推進
- ・ 森林資源の有効活用の促進





基本施策20 魅力ある観光と交流を創出する

現状・課題 近年、観光に対するニーズが、「周遊する」、「参加・体験する」、「滞在する」へと変化するとともに、内容、範囲も多様化しています。

こうした中、産業・文化・歴史・スポーツ等の資源を観光資源と捉え、地域間や資源間のネットワークを強化しながら本市へより多くの来訪者を呼び込み、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが重要になっています。

基本施策目標 新たな資源が発掘、活用され本市の観光資源の価値がさらに高まり、市民も自らの地域に誇りを持つことで、多くの人に宇都宮を訪れ楽しむてもらえるような、魅力ある観光と交流が創出されています。

- 取組の方向(施策)**
- ① おもてなしある受入体制の充実
 - ② 観光資源の活用促進
 - ③ 都市と農村の交流促進

主要事業名	目的	内容
おもてなし事業の推進	本市を訪れる多くの人に満足していただき、本市への再訪や定住に結びつけるため、市民全体の接客等のおもてなし意識の向上を図るため、おもてなし事業を推進する。	◆おもてなし推進体制の充実 ◆おもてなしモニター・顕彰事業の実施 ◆おもてなし意識の啓発
観光セールスの強化	本市の魅力をあらゆる機会を捉え、さまざまなツールを用い国内外へ発信し、本市のイメージアップと誘客を促進する観光セールスを強化する。	◆観光宣伝活動の推進 ◆誘客促進事業の推進
戦略的観光事業の推進	本市が誇るさまざまな地域資源を活用し、都市観光としての魅力を高め、来訪者の増加につながる戦略的観光事業を推進する。	◆観光資源の発掘と観光ルートの開発推進 ◆自然、文化、人材等の再評価と有効活用の推進 ◆コンベンション等の誘致強化 ◆大谷地域の観光推進
農業・農村ふれあい交流事業の推進	農村地域の主体的な活動による活性化と、都市地域の農業に対する理解の促進を図るため、農業・農村ふれあい交流事業を推進する。	◆農資源を活用した体験・交流事業の推進

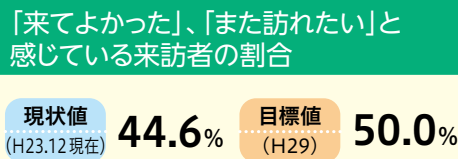
○ 施策の体系

① おもてなしある受入体制の充実

■ 施策目標

本市への来訪者がさまざまなおもてなしに接し、「来てよかった」、「また訪れたい」と感じています。

■ 施策指標



● 基本事業

- ・構成事業

(1) 市民のおもてなし意識の向上

- ・郷土愛と知識の醸成
- ・おもてなし事業の推進

(2) おもてなし体制の充実

- ・観光ガイドの育成・確保
- ・観光・コンベンション機能の充実
- ・外国人に対する受入体制の強化

(3) 観光情報発信の充実

- ・多様な手段による観光情報の発信
- ・観光セールスの強化

② 観光資源の活用促進

■ 施策目標

人、産業、文化・スポーツなど、本市の優れた資源が観光に生かされ、本市の魅力が高まっています。

■ 施策指標



(1) 戦略的観光事業の推進

- ・着地型観光の促進
- ・地域特性資源の活用促進
- ・コンベンション等の誘致強化
- ・大谷地域観光の推進

(2) 広域観光ネットワークの構築

- ・観光ネットワークの推進
- ・広域観光事業の推進

③ 都市と農村の交流促進

■ 施策目標

地域住民がコミュニティに参画し、都市住民との交流も活発に行われ、活力ある地域社会が形成されています。

■ 施策指標



(1) 農資源を活かした交流の推進

- ・農村地域コミュニティ活動の促進
- ・農業・農村ふれあい交流事業の推進
- ・交流活動実施団体の育成

(2) 農林業の魅力発信

- ・農林業イベントの充実
- ・農林業観光交流施設の充実

V 都市のさまざまな活動を支える 都市基盤の機能と質を高めるために

(都市基盤分野)

基本施策 **21** 機能的で魅力のある都市空間を形成する

基本施策 **22** 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

基本施策21 機能的で魅力のある都市空間を形成する

現状・課題

超高齢社会・人口減少時代の到来、地方分権の進展、市民のライフスタイルの多様化等を見据え、本市のまちづくりにおいては、これからの人口規模・構成や都市活動に見合った持続可能な都市への転換、また、北関東最大の都市として、広域的な役割を踏まえた高次な都市機能の集積や拠点性の向上が求められています。

こうした中、市民の生活の質の向上を図りながら、都市の持続的な発展が可能となるよう機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になっています。

基本施策目標

市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。

取組の方向(施策)

- ① 地域特性に応じた土地利用の推進
- ② 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
- ③ 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成
- ④ 都市景観の保全・創出

主要事業名		目的	内容
地区JR宇都宮駅周辺の推進	宇都宮駅東口地区整備の推進	都市拠点の形成と、シンボル性のある都市環境を創出するため、宇都宮駅東口地区の整備を推進する。	◆立地施設の整備促進
	宇都宮駅西口周辺地区整備の推進	宇都宮の玄関口としてふさわしい、多様な都市機能の集積を図るため、宇都宮駅西口周辺地区の整備を推進する。	◆市街地再開発事業等の推進 ◆駅前広場等の整備改善の推進
岡本駅周辺地域整備の推進		駅周辺の都市機能の充実・効率化を図るため、岡本駅周辺地域整備事業を推進する。	◆駅関連施設整備 ◆駅西地区土地区画整理事業 ◆駅東地区整備
土地区画整理事業の推進		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業を推進する。	◆公共施行(6地区) ・小幡・清住地区、宇都宮大学東南部第1・2地区、鶴田第2地区、岡本駅西地区、平松本町第三地区
市街地再開発事業の推進		高次な都市機能の集積を図るとともに、安全・安心で快適な市街地を形成するため、再開発事業を推進する。	◆宇都宮大手地区市街地再開発事業 ◆宇都宮バンバ地区市街地再開発事業 ◆宇都宮千手・宮島地区市街地再開発事業 ◆優良建築物等整備事業
魅力ある都市景観づくり事業の推進		緑や水辺など良好な景観の保全と地域特性を生かした魅力ある景観を創出するため、景観計画に基づく規制誘導を図るとともに、市民協働による景観づくりを推進する。	◆景観計画区域における建築等に係る景観計画の届出制度の運用 ◆景観形成重点地区の指定

○ 施策の体系

① 地域特性に応じた土地利用の推進

■ 施策目標

地域の個性や魅力を生かしながら、計画的な土地利用が行われています。

■ 施策指標

地区計画(※)導入地区数

現状値 (H24.4現在) **22** 地区 目標値 (H29) **24** 地区

市街化区域の宅地率

現状値 (H24.4現在) **54.8%** 目標値 (H29) **55.4%**

※地区計画…良好な都市環境の整備と保全を図るために地区独自のまちづくりのルールを決める地区単位の都市計画。

● 基本事業

・構成事業

(1) 土地利用の適正化

- ・地域地区制度の活用
- ・地区計画制度等の活用
- ・開発許可制度の適正運用
- ・地域特性に応じた計画的な農地の保全

(2) 土地利用の円滑化

- ・地籍調査事業の推進
- ・国土利用計画法の適正運用、地価公示制度の周知・活用

② 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

■ 施策目標

地域特性に応じた都市機能が集積された魅力ある拠点が形成されています。

■ 施策指標

人口集中地区(DID)人口

現状値 (H22.10現在) **384,583** 人

目標値 (H29) **392,000** 人

都市拠点(市内中心部)の通行量(平日)

現状値 (H23実績) **103,880** 人

目標値 (H29) **110,000** 人

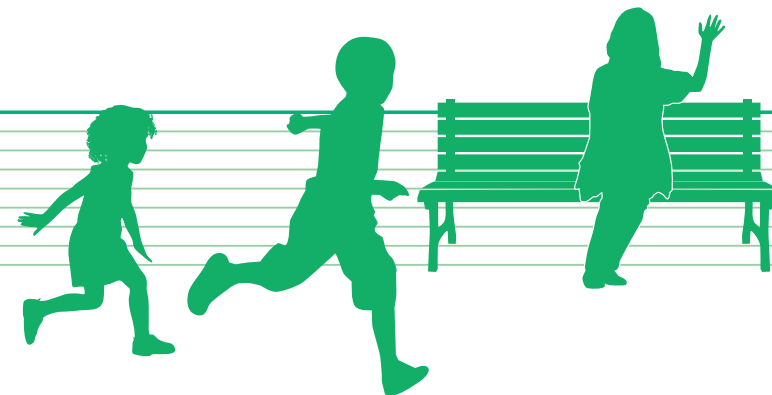
(1) 都市拠点の形成

- ・宇都宮駅東口地区整備の推進
- ・宇都宮駅西口周辺地区整備の推進
- ・市街地再開発事業の推進
- ・東武宇都宮駅周辺地区整備の推進
- ・都心居住の促進

(2) 地域拠点等の形成

- ・雀宮駅周辺地域整備の推進
- ・岡本駅周辺地域整備の推進
- ・テクノポリスセンター地区、東谷・中島地区の施設立地の促進
- ・北部・北西部地域等の拠点における機能集積の促進





○ 施策の体系

③ 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成

■ 施策目標

安全で快適な居住環境を有した市街地が形成されています。

■ 施策指標

土地区画整理事業の整備面積

現状値
(H24.3 現在) **2,077** ha

目標値
(H29) **2,151** ha

● 基本事業 ・ 構成事業

(1) 市街地の機能性・安全性の向上

- ・ 土地区画整理事業の推進
- ・ 身近な道路整備の推進
- ・ 市街地再開発事業の推進
- ・ 優良建築物等整備事業の推進

(2) 緑と憩いの拠点づくりの推進

- ・ 街区・近隣・地区公園整備事業の推進
- ・ 公園・緑地の再整備事業の推進
- ・ ワークショップによる公園づくり
- ・ 公園愛護会支援事業の推進



④ 都市景観の保全・創出

■ 施策目標

市民協働により、地域資源を活用し地域特性に応じた良好な都市景観が形成されています。

■ 施策指標

景観形成重点地区等の指定地区数

現状値
(H24.10 現在) **5** 地区

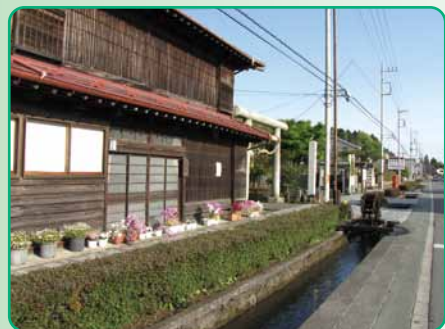
目標値
(H29) **8** 地区

(1) 市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進

- ・ まちなみ景観賞表彰事業の推進
- ・ 地域の景観づくり組織の育成支援
- ・ 景観ワークショップの開催
- ・ 景観アドバイザー派遣事業の推進
- ・ 景観教育の推進

(2) 地域特性を生かした都市景観づくりの推進

- ・ 魅力ある都市景観づくり事業の推進
- ・ 中心市街地の緑化推進
- ・ 都心部道路景観整備の推進



基本施策22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する



現状・課題

超高齢社会の到来や環境問題への対応など、さまざまな観点から、公共交通が十分整備され、過度に自動車に依存しない、調和の取れた交通環境への社会的要請が高まっています。

こうした中、各拠点の機能を連携・補完する軸として、また、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい交通環境をつくるため、円滑で利便性が高い、総合的な交通体系を確立することが重要になっています。

基本施策目標

総合的な交通体系の構築により、公共交通や自動車、自転車などのあらゆる交通手段が相互に連携した、円滑で利便性が高く、安全で、ひとや環境にもやさしい、誰もが利用しやすい交通環境がつけられています。

取組の方向(施策)

- ① 公共交通ネットワークの充実
- ② 道路ネットワークの充実
- ③ 自転車のまち宇都宮の推進

主要事業名	目的	内容
新交通システム(LRT)の導入	ひとや環境にやさしい快適な都市内移動手段を確保するため、東西基幹公共交通として新交通システム(LRT)の導入を推進する。	◆事業実施計画の策定 ◆関連法手続き(都市計画決定、事業認可取得等) ◆事業運営主体の選定 ◆施設整備(走行空間、車両基地、トランジットセンター等)
バス路線の充実	公共交通不便地域・空白地域の解消や公共交通サービスの向上を図るため、バス路線を充実させる。	◆赤字バス路線に対する支援 ◆バス路線の新設・拡充に向けた社会実験の実施 ◆バス利用促進策の実施
地域内交通の充実	公共交通不便地域・空白地域の解消を図るため、地域の実情に応じた地域内交通の充実を図る。	◆周辺部全地区への早期導入 ◆中心部での地域内交通の検討
既存鉄道の利便性向上の促進	本市の基幹公共交通である鉄道における交通結節機能の充実を図るため、既存鉄道の利便性向上を促進する。	◆岡本駅等の駅機能強化 ◆既存鉄道におけるバリアフリー整備の促進、新しい駅施設、鉄道利便性、アクセス性などの向上の研究・検討 ◆関係機関との協議・構想策定
幹線道路の整備	都市間の道路交通機能の充実や都市防災機能を向上させるため、幹線道路の整備を推進する。	◆産業通り、宇都宮日光線、みずほの通り等
スマートICの整備	本市交通の円滑化や地域振興を図るため、スマートインターチェンジの整備を推進する。	◆新たなスマートICの設置
橋りょうの長寿命化、耐震化推進	老朽化する橋りょうへの対応や、地域道路網のより高い安全性・信頼性を確保するため、橋りょうの長寿命化・耐震化を推進する。	◆橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施 ◆主要橋りょうへの耐震補強の実施

主要事業名	目的	内容
自転車のまち宇都宮の推進		
自転車走行空間の整備	市民の誰もが自転車を安全で快適に利用できる環境を創出するため、安全性が高く快適な自転車走行空間の整備を推進する。	◆道路状況に応じた自転車専用通行帯等の整備推進
サイクルステーションの充実	自転車の魅力を発信し、市民の自転車の利用・活用を促進するため、自転車利用者の拠点施設であるサイクルステーションの充実を図る。	◆「宮サイクルステーション」の機能、提供サービスの充実 ◆新たなサイクルステーションの整備検討





○ 施策の体系

① 公共交通ネットワークの充実

■ 施策目標

誰もが円滑に移動できる公共交通ネットワークが形成されています。

■ 施策指標

年間公共交通利用者数

現状値
(H23実績) **31,444**千人

目標値
(H29) **40,589**千人

一日あたりの利用者数

現状値
(H23実績) **86,147**人

目標値
(H29) **111,203**人

● 基本事業
・構成事業

- (1) 東西基幹公共交通の整備
 - ・新交通システム(LRT)の導入
- (2) 公共交通サービスの向上
 - ・バス路線の充実
 - ・ノンステップバスの導入促進
 - ・地域内交通の充実
- (3) 公共交通の利用促進
 - ・公共交通利用環境整備の促進
 - ・モビリティ・マネジメント施策
(マイカー利用者の意識転換策)の推進
- (4) 交通結節機能の充実
 - ・既存鉄道の利便性向上の促進
 - ・宇都宮駅西口周辺地区整備の推進
 - ・岡本駅周辺地域整備の推進

② 道路ネットワークの充実

■ 施策目標

円滑で機能的な道路ネットワークが構築されています。

■ 施策指標

都市計画道路の整備率

現状値
(H24.3現在) **67.5%**

目標値
(H29) **73.1%**

- (1) 幹線道路の整備・機能の充実
 - ・幹線道路の整備
 - ・交差点・踏切改良の整備
- (2) 広域アクセス性の充実
 - ・スマートICの整備
- (3) 道路環境の向上と機能保全
 - ・橋りょうの長寿命化・耐震化の推進
 - ・都心部道路景観整備の推進
 - ・道路バリアフリー化の推進
 - ・生活道路の整備
 - ・道路の維持補修
 - ・交通安全施設整備の推進

○ 施策の体系

③ 自転車のまち宇都宮の推進

■ 施策目標

自転車が安全で快適に、楽しく利用できる環境が整備されています。

■ 施策指標

自転車走行空間の整備延長

現状値
(H24実績) **16.9**km

目標値
(H29) **30.9**km

● 基本事業
・構成事業

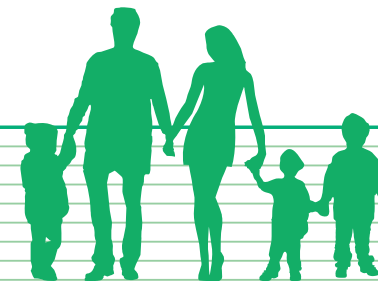
- (1) 安全な自転車利用環境の創出
 - ・自転車走行空間の整備
 - ・自転車利用者への交通安全教育の推進
- (2) 快適な自転車利用環境の創出
 - ・サイクルアンドライド用駐輪場の整備
 - ・休憩スポット(自転車の駅)の設置
- (3) 自転車利用・活用の促進
 - ・レンタサイクルの充実
 - ・サイクルステーションの充実
 - ・サイクリングロードの整備



VI 持続的発展が可能な都市の 自治基盤を確立するために

(都市経営・自治分野)

- 基本施策 **23** 市民が主役のまちづくりを推進する
- 基本施策 **24** 行政経営基盤を強化する
- 基本施策 **25** 市民の相互理解と共生のこころを育む



基本施策23 市民が主役のまちづくりを推進する

現状・課題

市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進行、地域における連帯意識の希薄化など、近年、社会を取り巻く環境が大きく変化している一方で、増加傾向にあるNPOの活動や事業者の社会貢献活動など、まちづくり活動が活発化しています。

こうした中、さまざまなまちづくりの課題に的確に対応していくため、市民・地域活動団体(※1)・NPO・事業者・行政の適切な役割分担のもと、地域のコミュニティをはじめ、あらゆる場において、それぞれが連携を図り、市民が主役となったまちづくりを推進していくことが重要になっています。

基本施策

市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体による連携したまちづくり活動や、市政への積極的な参画によって、市民が主役となったまちづくりが実践されています。

取組の方向(施策)

- ① 協働によるまちづくりの推進
- ② 地域主体のまちづくりの促進
- ③ 市民の市政への参画促進

※1 地域活動団体…地域で自主的に公共活動を行う、地域ごとに形成された団体。

主要事業名	目的	内容
まちづくり活動主体の連携・協力の促進	多様化している公共的課題の解決に向け、市民・地域活動団体・NPO・事業者・行政などのさまざまなまちづくり活動主体が、それぞれの特性を生かして相乗効果が発揮されるよう、まちづくり活動主体の連携・協力を促進する。	◆多様な活動主体が連携する機会と場の創出 ◆協働を進めるコーディネートの実施
自治会活性化の促進	日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図る。	◆自治会の加入促進 ◆自治会の集会所等の整備促進
地域が一体となったまちづくりの推進	地域の資源や特性を生かした魅力ある地域づくりを実践するため、地域が一体となったまちづくりを推進する。	◆地域まちづくり計画の策定地域の拡大 ◆地域まちづくり計画の着実な実行の支援
地域まちづくり組織(※2)のコーディネート機能や事務局機能の強化	活力ある地域まちづくり活動が将来にわたって続くよう、地域活動を担う人材を育成するとともに、地域まちづくり組織のコーディネート機能や事務局機能の強化を支援し、地域まちづくりの人的・経営的基盤を整備する。	◆地域活動の担い手育成 ◆地域のコーディネート機能や事務局機能の強化 ◆地域活動団体間の連携強化

※2 地域まちづくり組織…地域の様々な意見を取りまとめ、総意を形成するとともに、その総意を実現するため、様々な活動主体の連携・協力を促進する地域のネットワーク組織。

○ 施策の体系

① 協働によるまちづくりの推進

■ 施策目標

市民・地域活動団体・NPO・事業者・行政が、それぞれ、適切に役割を分担して、協働のまちづくりに取り組んでいます。

■ 施策指標

まちづくりセンター及びボランティアセンターの登録団体数

現状値 (H24.4現在) **348** 団体 目標値 (H29) **600** 団体

● 基本事業

・構成事業

(1) まちづくり活動への参加機会と環境の充実

- ・地域活動やボランティアなどへのデビュー支援の充実
- ・まちづくりの担い手の育成
- ・まちづくり活動拠点の充実と機能の強化

(2) まちづくり活動主体の連携・協力の促進

- ・多様なまちづくり主体の連携の場の形成推進
- ・まちづくりセンターのネットワーク機能の充実
- ・住民提案型の協働事業の推進

(3) まちづくり活動主体の組織力の向上

- ・経営基盤・人材育成の支援
- ・コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの取組みへの支援

② 地域主体のまちづくりの促進

■ 施策目標

地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組んでいます。

■ 施策指標

自治会加入率

現状値 (H24.4現在) **68.6%** 目標値 (H29) **70.0%**

地域まちづくり計画推進地区数

現状値 (H24.4現在) **14** 地区 目標値 (H29) **39** 地区

(1) 日常生活の安全安心を支える絆づくりの推進(小さなコミュニティの活性化)

- ・自治会活性化の促進
- ・顔の見える緊密な近隣関係づくりの促進
- ・活動場所・居場所の整備促進

(2) 地域が一体となったまちづくりの推進(大きなコミュニティの活性化)

- ・地域まちづくり計画の策定の促進
- ・地域まちづくり組織のコーディネート機能や事務局機能の強化
- ・地域活動団体間の連携強化
- ・特色ある地域づくり活動の促進

③ 市民の市政への参画促進

■ 施策目標

市の政策づくりのさまざまな過程で、市民の意見がよりの確に反映されています。

■ 施策指標

政策特集に寄せられる意見の平均数

現状値 (H23実績) **37** 件 目標値 (H29) **74** 件

(1) 行政情報の共有化の推進

- ・広報・広聴事業の充実
- ・情報提供の推進

(2) 政策形成段階からの市民参画の促進

- ・市民参加・参画機会の拡充

基本施策24 行政経営基盤を強化する

現状・課題

人口減少社会の到来や少子・高齢化の進行、市民ニーズの一層の多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化に伴い、行政課題がますます増加、多様化しています。

こうした中、「政策や施策の選択と行政経営資源の集中」によって効果的・効率的にまちづくりを進め、本市が50万都市として、今後も引き続き発展していくため、行政経営基盤の一層の強化が重要になっています。

基本施策目標

本市の行政運営を効果的・効率的に行うことで、行政経営基盤が強化されています。

取組の方向(施策)

- ① 効果的で効率的な行政経営システムの確立
- ② 地区行政の推進
- ③ 行政の組織力の向上
- ④ 財政基盤の強化
- ⑤ 地域情報化の推進

主要事業名	目的	内容
経営資源を適切に配分し活用する仕組みの充実	厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で最大の効果を発揮できるよう、それらを適切に配分し活用するための仕組みを充実する。	◆多様な手法を活用した事務事業の再構築 ◆行政評価システムの推進 ◆公有財産マネジメントの推進 ◆公共施設長寿命化の推進
宇都宮ブランド戦略の推進	本市のイメージアップや他都市との差別化を図り、より活気や活力のある宇都宮を築いていくため、「宇都宮ブランド戦略」を推進する。	◆情報発信・発信拠点の活用促進 ◆シティセールスの強化 ◆市民参加型事業の推進
地域行政機関の機能強化	市民に身近な場所である地域行政機関において、きめ細かなサービスの提供を行っていくとともに、住民の意見やニーズ、地域の状況を的確に捉え、地域に軸足を置いたまちづくりを推進していく必要があるため、地域行政機関の機能を強化する。	◆市民生活に密着したサービスの充実 ◆地域と行政を繋ぐ地域振興機能の強化 ◆地域まちづくり拠点としての地域行政機関の施設整備
将来世代への負担に配慮した財政運営	将来にわたる財政の健全性を確保するため、中期財政計画の策定などにより、将来世代への負担に配慮した財政運営を推進する。	◆出資法人等を含めた財務諸表の作成や人件費を含めた事業ごとのコスト分析等の実施 ◆中期財政計画の策定
身近な行政サービスの電子化の推進	市民の行政手続きにおける利便性の向上を図るため、身近な行政サービスの電子化を推進する。	◆電子申請・届出システムの構築・運用 ◆ICTを活用した納付方法の多様化

○ 施策の体系

① 効果的で効率的な行政経営システムの確立

■ 施策目標

限りある経営資源を適切に配分することにより、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行っています。

■ 施策指標

行政改革推進プランの進捗状況
(全取組中、順調に進められている取組の割合)

現状値 (H23実績) **98.8%** 目標値 (H29) **95%以上** を維持

● 基本事業

・ 構成事業

(1) 経営資源を適切に配分し活用する仕組みの充実

- ・ 多様な手法を活用した事務事業の再構築
- ・ 行政評価システムの推進
- ・ 公有財産マネジメントの推進
- ・ 公共施設長寿命化の推進

(2) 最適な主体・手法によるサービスの提供

- ・ 自治基本条例の運用
- ・ 民間活力の積極的な活用
- ・ 分権型社会にふさわしい自治制度の確立

(3) 都市間連携の強化

- ・ 広域的共同・協力事業の推進
- ・ 広域的な都市機能の合理的配置の促進
- ・ 都市間の政策的連携の推進

(4) 宇都宮ブランド戦略の推進

- ・ 情報収集・発信拠点の活用促進
- ・ シティセールスの強化
- ・ 市民参加型事業の推進

地区行政の推進

■ 施策目標

地域に軸足を置いた行政が、効果的に展開されています。

■ 施策指標

地区市民センターや出張所などの地域行政機関を利用しやすいと感じている市民の割合

現状値 (H24実績) **61.4%** 目標値 (H29) **72.2%**

(1) 地域行政機関の機能強化

- ・ 市民生活に密着したサービスの充実
- ・ 地域振興機能の強化
- ・ 地域行政機関の施設整備





○ 施策の体系

● 基本事業
・ 構成事業

③ 行政の組織力の向上

■ 施策目標

行政が、組織力を高め、さまざまなまちづくりの課題に対応しています。

■ 施策指標

組織目標達成率

現状値 (H23実績) **97.3%** 目標値 (H29) **100%**

(1) 意欲や能力に応じた人材活用の促進

- ・ 人事評価制度の充実
- ・ 人材確保・活用策の充実

(2) 職員の自律的能力開発の推進

- ・ 職場における人材育成の充実
- ・ キャリア形成の推進

④ 財政基盤の確立

■ 施策目標

将来にわたる財政の健全性が確保されています。

■ 施策指標

公債費負担比率

現状値 (H23実績) **14.3%** 目標値 (H29) **15%以内を維持**

(1) 持続可能な財政構造の構築

- ・ 事務事業の「選択と集中」の徹底
- ・ 将来世代への負担に配慮した財政運営

(2) 財源の充実強化

- ・ 自主財源の確保
- ・ 受益と負担の適正化

⑤ 地域情報化の推進

■ 施策目標

ICTが有効に利活用され、行政サービスの利便性と行政経営の効率性が高まっています。

■ 施策指標

身近な行政手続きの電子化率

現状値 (H24) **53.3%** 目標値 (H29) **100%**

(1) ICTを活用した行政運営の効率化・高度化

- ・ 情報システム最適化の推進
- ・ 身近な行政サービスの電子化の推進
- ・ 情報提供・コンテンツの充実

(2) 市民・事業者の情報リテラシーの向上

- ・ ICT利活用促進に向けた支援の充実
- ・ 情報セキュリティ対策の推進





基本施策25 市民の相互理解と共生のこころを育む

現状・課題

成熟社会を迎えた21世紀にあっても、いまだ個人の意識や行動、社会慣習の中に差別や偏見が存在しています。

こうした中、市民の誰もがこころの壁を感じることなく安心して暮らしていくため、家庭、地域、学校、事業者、行政等の連携を強め、すべての市民が、互いの個性や特性を認め、理解し合い、人権を尊重することのできる、共生するこころを育んでいくことが重要になっています。

基本施策

家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

取組の方向(施策)

- ① かけがえのない個人の尊重
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 多文化共生の推進

主要事業名	目的	内容
虐待防止対策の強化	虐待の未然防止のため、関係機関・地域との連携強化や相談体制の充実、また、虐待の早期発見と支援の充実を図る。	◆関係機関等との連携強化 ◆虐待の早期発見と支援 ◆虐待防止の周知・啓発 ◆相談体制の充実
男女間のあらゆる暴力の根絶	男女が互いの尊厳を尊重できるよう、DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発・相談から自立支援に至るまでの総合的なDV対策を推進する。	◆相談体制の充実 ◆DVの未然防止対策の推進 ◆DV被害者の自立支援の充実
いじめゼロ運動の推進	市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。	◆強調月間の設定 ◆ポスターコンクールの実施
ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と生活の調和を図ることができるよう、職場・家庭の環境づくりを促進する。	◆企業における働きやすい職場環境づくりの促進 ◆勤労者等への意識啓発・理解の促進
在住外国人と市民のネットワーク化の支援	在住外国人も地域社会の構成員として、地域づくりの担い手として活躍できるよう、支援団体やボランティアのネットワーク化を図る。	◆多文化共生社会に関する市民への啓発 ◆在住外国人支援団体のネットワーク化促進

○ 施策の体系

① かけがえのない個人の尊重

■ 施策目標

すべての市民が、平和の尊さを理解し、個人として尊重され、その人権が擁護されています。

■ 施策指標

子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合

現状値 (H24実績) **52.5%** 目標値 (H29) **60.0%**



● 基本事業

・ 構成事業

(1) 権利擁護の推進

- ・ 権利擁護の支援
- ・ 虐待防止対策の強化

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ・ 相談体制の充実
- ・ DV未然防止対策の推進
- ・ DV被害者の自立支援の充実

(3) いじめ対策の充実

- ・ 人権教育の推進
- ・ いじめゼロ運動の推進
- ・ いじめに関する教育相談事業

(4) 平和啓発活動の充実

- ・ 平和のつどいの開催
- ・ 平和月間事業の推進

② 男女共同参画の推進

■ 施策目標

男女が社会のさまざまな分野へ、ともに参画しています。

■ 施策指標

社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合

現状値 (H24実績) **22.9%** 目標値 (H29) **30.0%**

(1) 男女共同参画意識の醸成

- ・ 意識啓発事業の充実
- ・ 男女共同参画の視点に立った家庭・学校・地域教育の推進

(2) さまざまな分野における男女共同参画の推進

- ・ 意思決定の場への女性の登用促進
- ・ 就労の場における男女共同参画の推進
- ・ ワーク・ライフ・バランスの促進

③ 多文化共生の推進

■ 施策目標

市民と在住外国人が、相互に理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。

■ 施策指標

在住外国人を支援する民間ボランティア団体の会員数

現状値 (H24.3現在) **755人** 目標値 (H29) **900人**

(1) 情報の多言語化の推進

- ・ 多言語による相談事業
- ・ 多言語による情報発信事業
- ・ やさしい日本語の普及促進

(2) 在住外国人との相互理解の促進

- ・ 在住外国人の自立化支援事業
- ・ 在住外国人と市民のネットワーク化の支援
- ・ 多文化共生の地域づくり事業